

郵政民営化法案参照条文目次

○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	1
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	3
○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）	4
○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	4
○ 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）（抄）	4
○ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	5
○ 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）（抄）	12
○ 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四十四号）（抄）	12
○ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）	12
○ 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）（抄）	15
○ 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）（抄）	15
○ 簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成四年法律第五十四号）による改正前の簡易生命保険法（抄）	19
○ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）	19
○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	21
○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）	21
○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	21
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	21
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	22
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	22
○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）	22
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	26
○ 軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第八号）（抄）	26

○	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）	26
○	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	34
○	国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）	35
○	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	35
○	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	44
○	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）	55
○	金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄）	57
○	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）	57
○	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）	59
○	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）	63
○	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）	63
○	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）	64
○	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	78
○	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）	86
○	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）	87
○	保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	89
○	スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（抄）	99
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	99
○	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	99
○	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）	99
○	日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）（抄）	100
○	確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）	100
○	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）（抄）	102

○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）	107
○	信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）	107
○	日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）（抄）	108
○	会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	108

○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第三十三条ノ二 商人ハ會計帳簿又ハ貸借対照表ヲ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ）ヲ以テ作ルコトヲ得

② 前項ノ規定ニ依リ貸借対照表ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付テハ作成者之ニ署名ニ代フル措置ニシテ法務省令ニ定ムルモノヲ執ルコトヲ要ス

第五十七条 会社ハ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス

第六十六条（略）

②③（略）

④ 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ハ会社ガ発行スル株式ノ総数ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

⑤（略）

第六十七条 定款ハ公証人ノ認証ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

第六十八条（略）

② 現物出資ハ發起人ニ限り之ヲ為スコトヲ得
第六十八条ノ二 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ニ関スル左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ發起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ム

一 株式ノ種類及数

二 株式ノ発行価額

三 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

第七十七条 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ノ引受アリタルトキハ發起人ハ遅滞ナク各株ニ付其ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為サシムルコトヲ要ス

② 前項ノ払込ハ第七十五条第四項ノ書面若ハ株式申込証ノ用紙又ハ同条第六項若ハ第五項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於ケル此等ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録ニ記載又ハ記録シタル払込ノ取扱場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

③ 第七十二条ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十条 第七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルトキハ發起人ハ遅滞ナク創立總會ヲ招集スルコトヲ要ス

②・③（略）

第八十一条 定款ヲ以テ第六十八条第一項ニ掲グル事項ヲ定メタルトキハ發起人ハ之ニ関スル調査ヲ為サシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

② 第七十三条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

③ 第一項ノ検査役ノ報告及前項ニ於テ準用スル第七十三条第二項第三号ノ証明ヲ記載又ハ記録シタル資料（前項ニ於テ準用スル同号ニ規定スル財産ガ不動産ナルトキハ同項ニ於テ準用スル同号ノ鑑定評価ヲ記載又ハ記録シタル資料ヲ含ム）ハ之ヲ創立總會ニ提出スルコトヲ要ス

第百八十八条 株式会社ノ設立ノ登記ハ發起人ガ会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ヲ引受ケタルトキハ第百七十三条又ハ第百七十三条ノノ手続終了ノ日、發起人ガ会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ヲ引受ケザリシトキハ創立總會終結ノ日又ハ第百八十五条若ハ前条第四項ノ手続終了ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

②④ (略)

第二百一十一條ノ二 (略)

②・③ (略)

④ 第一項及前項ニ規定スル議決権ニハ第二百二十二条第四項ニ規定スル議決権制限株式ニシテ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル種類ノ株式及有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第三十九条第一項但書ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル持分ニ付テノ議決権ヲ含マザルモノトス

⑤ 第一項及第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ第二百四十一条第三項ニ規定スル株式ヲ有スル株主ハ其ノ株式ニ付同条第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ、有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル第二百四十一条第三項ニ規定スル持分ヲ有スル社員ハ其ノ持分ニ付有限会社法第三十九条第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ有スルモノト看做ス

第二百六十條 (略)

② 取締役会ハ左ノ事項其ノ他ノ重要ナル業務執行ニ付テハ取締役ニ決セシムルコトヲ得ズ

一 重要ナル財産ノ処分及譲受

二 多額ノ借財

三・四 (略)

③⑤ (略)

第二百六十條ノ二 取締役会ノ決議ハ取締役ノ過半数出席シ其ノ取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス但シ定款ヲ以テ此ノ要件ヲ加重スルコトヲ妨ゲズ

② 前項ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル取締役ハ決議ニ参加スルコトヲ得ズ

③ 前項ノ規定ニ依リテ決議ニ参加スルコトヲ得ザル取締役ノ数ハ第一項ノ取締役ノ数ニ之ヲ算入セズ

第二百六十條ノ三 監査役ハ取締役会ニ出席スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ意見ヲ述ブルコトヲ要ス

②④ (略)

第二百六十條ノ四 取締役会ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス

② 議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

③ 前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ出席シタル取締役及監査役之ニ署名スルコトヲ要ス

④ 第三十三條ノ二ノ規定ハ第一項ノ議事録ニ之ヲ準用ス

⑤ 取締役ハ第一項ノ議事録ヲ十年間本店ニ備置クコトヲ要ス

⑥ 株主又ハ親会社ノ株主ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ左ノ請求ヲ為スコトヲ得会社ノ債権者ガ取締役又ハ監査役ノ責任ヲ追及スル為必要アルトキ亦同ジ

一 前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二 前項ノ議事録ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示

シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

⑦ 閲覧又ハ謄写ニ因リ会社又ハ其ノ親会社若ハ子会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アルトキハ裁判所前項ノ許可ヲ為スコトヲ得ズ
第二百八十条ノ八 現物出資ヲ為ス者アル場合ニ於テハ取締役ハ第二百八十条ノ二第一項第三号ニ掲グル事項ヲ調査セシムル為検査役ノ選
任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス但シ現物出資ヲ為ス者ニ対シテ与フル株式ノ総数が発行済株式ノ総数ノ十分ノ一ヲ超エズ且新ニ発行ス
ル株式ノ数ノ五分ノ一ヲ超エザルトキ又ハ現物出資ノ目的タル財産ノ価額ノ総額ガ五百万円ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

② 第七十三条第二項（第一号ヲ除ク）第三項（第二号ヲ除ク）及第二百四十六条第四項ノ規定ハ前項本文ノ場合ニ之ヲ準用ス
③ 裁判所ハ検査役ノ報告ヲ聴キ第一項ニ掲グル事項ヲ不当ト認メタルトキハ之ニ変更ヲ加ヘテ取締役及現物出資ヲ為ス者ニ通告スルコト
ヲ得

④ 現物出資ヲ為ス者前項ノ変更ニ服セザルトキハ其ノ引受ヲ取消スコトヲ得

⑤ 通告後二週間内ニ前項ノ取消ナキトキハ第一項ノ事項ハ通告ニ従ヒ変更セラレタルモノト看做ス

第二百八十四条ノ二 （略）

② 株式ノ発行価額ノ二分ノ一ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業
法（平成十六年法律第一百五十四号）第二条第一項ニ規定スル信託業及次ニ掲グル業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス
）ヲ営ムコトヲ得

一 信託業法第二条第八項ニ規定スル信託契約代理業

二 信託業法第二条第十項ニ規定スル信託受益権販売業（第四条第三項ニ於テ信託受益権販売業ト称ス）

三 財産ノ管理（受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信託業務ノ種類及方法ニ規定スル信託財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法ニ依
リ管理ヲ行フモノニ限ル）

四 財産ニ関スル遺言ノ執行

五 会計ノ検査

六 財産ノ取得、処分又ハ貸借ニ関スル代理又ハ媒介

七 次ニ掲グル事項ニ関スル代理事務

イ 第三号ニ掲グル財産ノ管理

ロ 財産ノ整理又ハ清算

ハ 債権ノ取立

ニ 債務ノ履行

②・③（略）

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第三条 各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。

②（略）

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（懲戒の場合）

第八十二条（略）

② 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。））、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（職員団体）

第八八条の二 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

②⑤（略）

○ 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）（抄）

第七条（郵便貯金の種類） 郵便貯金は、次の六種とする。

一 通常郵便貯金 預入及び払戻しについて特別の条件を付けないもの

二（略）

五 住宅積立郵便貯金 沖縄県の区域における自己の居住の用に供する住宅の建設若しくは購入、その住宅の建設若しくは購入及びこれに付随する土地若しくは借地権の取得又はその住宅の改良につき、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第六項の規定の適用のある資金の貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの

六 （略）

② （略）

第十条（貯金総額の制限） 貯金総額は、一の預金者ごとに、住宅積立郵便貯金及び次項に規定する郵便貯金に係るものを除き千万円、住宅積立郵便貯金につき五十万円を超えてはならない。ただし、次に掲げる法人その他の団体のうちその主たる事務所が一般の金融機関（預金又は貯金の受入れを業とする者をいう。）がない市町村の区域として総務大臣が告示する区域に所在するものについては、この限りでない。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一第一号の表に掲げる法人

二 労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項の職員団体及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項の職員団体（これらの組合その他の団体のうち、前号に該当するものを除く。）

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業を営利を目的としない団体（前二号に該当するものを除く。）

②・③ （略）

第五十七条（十年が経過した定額郵便貯金） 定額郵便貯金は、預入の日から起算して十年が経過したときは、通常貯金となる。

②・⑤ （略）

第五十八条（預入期間が経過した定期郵便貯金） 定期郵便貯金は、その預入期間が経過したときは、通常貯金となる。ただし、公社の定めるところにより、預入期間が経過したときに払戻金をその払渡しに代えて新たな定期郵便貯金の預入に充てる取扱い（以下「継続預入の取扱い」という。）をすべきこととされた定期郵便貯金については、この限りでない。

② （略）

○ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第七号の二に掲げるものを除く。）
- 三の二 （略）
- 四 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）
- 五 六 （略）

七 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
七の二（十一）（略）

②（略）

③ この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち次に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一 多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者（以下「適格機関投資家」という。）のみを相手方とする場合を除く。）

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合で、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 前号の政令で定める場合及びイに掲げる場合以外の場合（政令で定める要件に該当する場合を除く。）で、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

④（略）

⑤（略）

⑪ この法律において「証券仲介業」とは、証券会社、外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）又は登録金融機関（第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下第六十四条の二第一項までにおいて同じ。）の委託を受けて、次に掲げる行為のいずれかを当該証券会社、外国証券会社又は登録金融機関のために行う営業をいう。

一 有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。）の媒介（第八項第七号に掲げるものを除く。）

二 第八項第三号に掲げる媒介

三 第八項第六号に掲げる行為

⑫ この法律において「証券仲介業者」とは、第六十六条の二の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

⑬（略）

第二十八条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社でない者

二 資本の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純財産額（内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。第二十九条の四第三号において同じ。）が前号に規定する金額に満たない株式会社

四 第五十二条第一項の規定に準じて算出した比率が百二十パーセントを下回る株式会社

五 他の証券会社が現に用いている商号と同一の商号又は他の証券会社と誤認されるおそれのある商号を用いようとする株式会社

六 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定により第二十八条の登録を取り消され、若しくは第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社

七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

八 他に営んでいる事業が第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業を営むことが公益に反すると認められる株式会社又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる株式会社

九 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役若しくは執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第五十六条第二項において同じ。）又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 証券会社が第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定により第二十八条の登録を取り消された場合、証券仲介業者が第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消された場合、外国証券会社が外国証券業者に關する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合若しくは許可外国証券業者（同法第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）が同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第十三条の二第一項の許可を取り消された場合又はこの法律若しくは外国証券業者に關する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者（同法第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。以下この号において同じ。）であつた者（この法律又は外国証券業者に關する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録又は許可を取り消された個人を含む。）でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 証券仲介業者が第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ 第五十六条第二項若しくは第六十六条の十八第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは

これらに準ずる者、外国証券業者に関する法律第二十四条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは解職を命ぜられた役員又はこの法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役（これらに類する役職にある者を含む。）でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ト 第七号に規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

十 個人である主要株主（登録申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号及び第三十三条の五において同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人が前号イからトまでのいずれかに該当するもの

ロ 前号ロからトまでのいずれかに該当する者

十一 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定により第二十八条の登録を取り消され、第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消され、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され、若しくは同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第十三条の二第一項の許可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第二十八条若しくは第六十六条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 第七号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうちに第九号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

十二 証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社

②⑤ （略）

第二十九条 証券会社は、次に掲げる業務を営もうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 （略）

二 第二条第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受けを行う業務

三 （略）

②③ （略）

第二十九条の二 内閣総理大臣は、前条第一項の認可に条件を付することができる。

② （略）

第六十四条 証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一 第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

② 証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

③④⑤⑥（略）

第六十四条の二 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十八条の四第一項第九号イからトまでに掲げる者

二 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三 登録申請者以外の証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者に所属する外務員として登録されている者

四 第六十六条の二の規定により登録されている者

② 第六十二条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により登録を拒否する場合について準用する。

第六十四条の五 内閣総理大臣は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の当時第六十四条の二第一項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 証券業又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適當な行為をしたと認められるとき。

三 過去五年間に次条第三号（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為（当該過去五年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき。

②（略）

第六十四条の八 外務員の登録を受けようとする証券会社は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項又は第二項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会）に納めなければならない。

②（略）

第六十五条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

② 前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（第四号の政令で定める権利を除く。）、同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二 第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券 同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

三 第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）次のイからハまでに掲げる行為

イ 有価証券先物取引等（有価証券先物取引、有価証券先物取引と類似の取引又はこれらに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等

ロ 私募の取扱い
ハ 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）

四 前三号に掲げる有価証券以外の有価証券及び第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第六号及び第七号に掲げる権利であつて政令で定めるもの 次のイ及びロに掲げる行為

イ 私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものを除く。）

ロ 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五 次に掲げる取引 第二条第八項第三号の二に掲げる行為（次のロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ 第一号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引

ロ 前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

六 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引 有価証券等清算取次ぎ
第六十五条の二 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号

に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）のいずれかを営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

②（略）

③ 第一項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関（以下「登録金融機関」という。）は、前条第二項第一号に掲げる有価証券につき有価証券の元引受け（第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。）を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第五号に掲げる取引につき同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

④ 第二十九条第二項、第二十九条の二から第二十九条の四まで（同条第二号から第五号までを除く。）並びに第六十二条第一項及び第三項の規定は、前項の認可について準用する。

⑤⑫（略）

第六十六条の二 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者（証券会社、外国証券会社及び登録金融機関の役員（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者を含む。）及び使用人を除く。）は、第二十八条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けて、証券仲介業を営むことができる。

第六十六条の三 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三（略）

四 委託を受ける証券会社、外国証券会社又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属証券会社等」という。）の商号又は名称

五・六（略）

②・③（略）

第六十六条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 登録申請者が個人であるときは、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者

二 登録申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 第二十八条の四第一項第十一号イ又はロに該当する者

ロ 役員のうちに第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

三 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる者

四 証券仲介業を適確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

五 登録申請者の所属証券会社等のいずれかが協会に加入していない者

六 証券会社又は外国証券会社

第六十六条の十八 内閣総理大臣は、証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券仲介業者の第六十六条の二の登録を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第六十六条の五第一号から第五号まで（第二号イにあつては、第二十八条の四第一項第十一号イのうちこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限り、第二号ロを除く。）に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十六条の二の登録を受けたとき。

三 証券仲介業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

②（略）

第六十六条の二十三 第六十四条から第六十四条の九まで（第六十四条の七第二項を除く。）の規定は、証券仲介業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）（抄）

第三十七条の二（定期継続振替） 定期に継続してその口座の預り金をもつて電気事業、ガス事業又は水道事業の料金その他公社の定める料金の支払をする加入者で公社の定める基準に適合するものは、この節で定めるところにより、定期に継続してする振替（以下「定期継続振替」という。）の取扱いを受けることができる。

○ 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四十四号）（抄）

（当せん金付証票の売買）

第六条 当せん金付証票の作成、売りさばきその他発売及び当せん金品の支払又は交付（以下「当せん金付証票の発売等」という。）については、都道府県知事又は特定市の市長は、銀行その他政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）の申請により、その事務をこれに委託して取り扱わせる。

2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた事務を行うことができる。

3（略）

○ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）

（労働組合法との関係等）

第三条（略）

2 中央労働委員会（以下「委員会」という。）は、職員に関する労働関係について労働組合法第二十四条第一項に規定する事件の処理をする場合には、会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名した六人の委員全員により構成する審査委員会を設けて事件の処理を行わせ、当該審査委員会のした処分をもつて委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重

要と認められる場合その他審査委員会が処分をすることが適當でないと認められる場合は、この限りでない。

3 前項の審査委員会に関する事項その他同項の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 あつせん、調停及び仲裁

(特定独立行政法人等担当委員)

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する六人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人、国有林野事業を行う国の経営する企業又は日本郵政公社の推薦に基づき任命された同項に規定する六人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する六人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当労働者委員」という。）のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(あつせん)

第二十六条 委員会は、特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員、特定独立行政法人等担当者委員若しくは特定独立行政法人等担当労働者委員若しくは第二十九条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によって行う。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

4 あつせん員（委員会の委員又は労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方調整委員である者を除く。次項において同じ。）は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

5 あつせん員又はあつせん員であつた者は、その職務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

6 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三条及び第十四条の規定は、第一項のあつせんについて準用する。

(調停の開始)

第二十七条 委員会は、次の場合に調停を行う。

- 一 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。
 - 二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に調停の申請をしたとき。
 - 三 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。
 - 四 委員会が職権に基き、調停を行う必要があると決議したとき。
 - 五 主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき。
- (委員会による調停)

第二十八条 委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会によつて行う。

(調停委員会)

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、特定独立行政法人等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、特定独立行政法人等を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 公益を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当公益委員のうちから、特定独立行政法人等を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

4 委員会の会長は、必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱することができる。

5 前項の規定による調停委員は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(報告及び指示)

第三十一条 委員会は、調停委員会に、その行う事務に関し報告をさせ、又は必要な指示をすることができる。

(調停に関する準用規定)

第三十二条 労働関係調整法第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定は、調停委員会及び調停について準用する。

(仲裁の開始)

第三十三条 委員会は、次の場合に仲裁を行う。

一 関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に仲裁の申請をしたとき。

三 委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

四 委員会が、あつせん又は調停を行つている事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき。

五 主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会)

第三十四条 委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によつて行う。

2 仲裁委員会は、特定独立行政法人等担当公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員のうちから指名する三人若しくは五人の仲裁委員で組織する。

3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、第三十一条の四中「仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」と、第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(委員会の裁定)

第三十五条 特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

2 政府は、特定独立行政法人がその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。

3 政府は、国有林野事業を行う国の経営する企業とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、国有林野事業を行う国の経営する企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。

（主務大臣）

第三十六条 第二十七条第五号及び第三十三条第五号に規定する主務大臣は、厚生労働大臣並びに特定独立行政法人を所管する大臣（当該調停又は仲裁に係る特定独立行政法人を所管する大臣に限る。）、農林水産大臣（国有林野事業を行う国の経営する企業に関するものに限る。）及び総務大臣（日本郵政公社に関するものに限る。）とする。

○ 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）（抄）

（業務の委託等）

第十八条の二 公庫は、主務省令で定める金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 公庫は、前項の規定により金融機関に業務を委託しようとするときは、その金融機関に対して委託業務に関する準則を示さなければならない。

3 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が第一項の規定により当該金融機関に対し委託した業務を受託することができる。

4・5 （略）

附 則

24 公庫は、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第一項の規定により独立行政法人福祉医療機構の業務の委託を受けたときは、金融機関に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十八条の二第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

○ 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）（抄）

（政府保証）

第三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、簡易生命保険契約（以下「保険契約」という。）に基づく保険金、年金等の支払に係る公社の債務を保証する。

第六条 簡易生命保険特約（以下「特約」という。）においては、公社が、前条第一項の契約に係る被保険者がかかった疾病及び不慮の事

故又は第三者の加害行為（以下「不慮の事故等」という。）により受けた傷害並びにその者の生存について保険金を支払うことを約し、保険契約者が公社に保険料を支払うことを約するものとする。

（保険の種類）

第八条 簡易生命保険は、終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険、終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険とする。

（終身保険）

第九条 終身保険とは、被保険者が死亡したことにより、又は被保険者が死亡したことのほかその者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことにより、若しくはその者の保険約款の定める常時の介護を要する身体障害の状態（以下「特定要介護状態」という。）が保険約款の定める期間継続したことにより保険金の支払をするものをいう。

（定期保険）

第十条 定期保険とは、保険期間の満了前に被保険者が死亡したことにより、又はその期間の満了前に被保険者が死亡したことのほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。

（養老保険）

第十一条 養老保険とは、被保険者の生存中に保険期間が満了し、若しくはその期間の満了前に被保険者が死亡したことにより、又はこれらの事由のほか被保険者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。

（家族保険）

第十二条 家族保険とは、一の保険契約において保険契約者（保険契約者の保険契約による権利義務を第五十九条第二項又は第三項の規定により承継した者を除く。）を主たる被保険者とし、その者の配偶者及び子のうち保険約款の定める者をその余の被保険者とする生命保険であつて、主たる被保険者及び配偶者たる被保険者につき次の事由のうち保険約款の定める事由が発生したことにより、子たる被保険者につき第二号に定める事由が発生したことによりそれぞれ保険金の支払をするものをいう。この場合において、配偶者たる被保険者に係る保険金の支払の事由のうち死亡以外のものは、主たる被保険者の死亡後のものに限るものとする。

一 その者が死亡したこと又はその者が死亡したことのほかその者の生存中に保険約款の定める期間が満了したこと。

二 その者がその保険期間の満了前に死亡したこと又はその者がその期間の満了前に死亡したことのほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したこと。

三 その者の生存中にその保険期間が満了し、若しくはその期間の満了前にその者が死亡したこと又はこれらの事由のほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したこと。

2 前項の子は、次に掲げる者に該当しないものでなければならぬ。

一 主たる被保険者について保険金の支払の事由（保険約款の定める期間が満了したことを除く。）の発生後に、出生した者（その支払の事由が発生した当時胎児であつた者を除く。）又は養子となつた者

二 年齢一月未満又は二十年以上の者

三 配偶者のある者

四 主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつている者（財形貯蓄保険）

第十三条 財形貯蓄保険とは、被保険者の生存中の保険期間の満了又は保険契約の効力発生後における不慮の事故その他の勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項第二号ハの規定による政令で定める特別の理由を直接の原因とする被保険者の保険期間の満了前の死亡（保険約款の定める条件に該当するものに限る。）により保険金の支払をするものをいう。

（終身年金保険）

第十四条 終身年金保険とは、保険契約の効力が発生した日若しくは被保険者が年金支払開始年齢に達した日から被保険者の死亡に至るまで年金の支払をし、又は当該年金のほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより割増年金の支払をするものをいう。

（定期年金保険）

第十五条 定期年金保険とは、保険契約の効力が発生した日若しくは被保険者が年金支払開始年齢に達した日から一定の期間又は保険契約者（保険契約者の保険契約による権利義務を相続により又は第五十九条第一項の規定により承継した者（以下「相続等承継保険契約者」という。）を除く。）が死亡した日から保険期間の満了の日までの期間、被保険者の生存中に限り、年金の支払をするものをいう。

（夫婦年金保険）

第十六条 夫婦年金保険とは、一の保険契約において保険契約者（保険契約者の保険契約による権利義務を第五十九条第二項の規定により承継した者を除く。）を主たる被保険者とし、その者の配偶者（保険約款の定める要件に該当するものに限る。）をその余の被保険者とする生命保険であつて、主たる被保険者につき第一号に掲げる日からその者の死亡に至るまで、配偶者たる被保険者につき第二号に掲げる日からその者の死亡に至るまでそれぞれ年金の支払をし、又は主たる被保険者につき第三号に掲げる日からその者の死亡に至るまで、配偶者たる被保険者につき第四号に掲げる日からその者の死亡に至るまでそれぞれ年金の支払をするものをいう。

一 保険契約の効力が発生した日又は主たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日

二 主たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日以後に死亡した日の翌日又は配偶者たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日若しくは主たる被保険者が死亡した日の翌日のいずれか遅い日

三 保険契約の効力が発生した日以後に配偶者たる被保険者が死亡した日又は主たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日若しくは配偶者たる被保険者が死亡した日のいずれか遅い日

四 保険契約の効力が発生した日以後に主たる被保険者が死亡した日又は配偶者たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日若しくは主たる被保険者が死亡した日のいずれか遅い日

（二の簡易生命保険を一体として提供する取扱い）

第十七条 簡易生命保険については、次の各号に掲げる二の簡易生命保険を一体として提供することができる。

一 終身保険及び終身年金保険で被保険者を同じくするもの

二 終身保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするもの

三 養老保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするもの

四 家族保険及び夫婦年金保険で主たる被保険者及び配偶者たる被保険者を同じくするもの

2 前項第一号の終身年金保険は、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより割増年金を支払うこととする終身年金保険（以下「介護割増年金付終身年金保険」という。）以外のものでなければならぬ。

3 第一項第二号の定期年金保険は、保険契約の効力が発生した日又は被保険者が年金支払開始年齢に達した日から年金の支払をするもの

でなければならぬ。

4 第一項第三号の養老保険は保険約款の定めるところにより保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。以下この項において同じ。）が死亡したことにより将来の保険料の払込みを要しないこととする養老保険（以下「契約者死亡後自動継続養老保険」という。）でなければならず、同号の定期年金保険は保険契約者が死亡した日から年金の支払をする定期年金保険（以下「契約者死亡後支払開始定期年金保険」という。）でなければならぬ。

5 第一項第四号の家族保険は、主たる被保険者及び配偶者たる被保険者につき第十二条第一項第一号に定める事由が発生したことによりそれぞれ保険金の支払をするものでなければならぬ。

6 この法律に別段の定めがある場合を除き、第一項の規定により一体として提供される終身保険及び終身年金保険（以下「終身年金保険付終身保険」という。）、同項の規定により一体として提供される養老保険及び定期年金保険（以下「定期年金保険付養老保険」という。）又は同項の規定により一体として提供される家族保険及び夫婦年金保険（以下「夫婦年金保険付家族保険」という。）については、それぞれ終身保険、養老保険（契約者死亡後自動継続養老保険に関する別段の定めがある場合にあつては、契約者死亡後自動継続養老保険）又は家族保険に関する規定を適用するものとする。

（特約）

第十八条 特約においては、被保険者（家族保険及び夫婦年金保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及び保険約款に定める被保険者）がその保険期間中に疾病にかかったとき、又は不慮の事故等により傷害を受けたときは、保険約款の定めるところにより、次に掲げる事由に対し保険金を支払うほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことに對し保険金を支払う。

一 当該疾病又は傷害を直接の原因とする常時の介護を要する身体障害の状態

二 当該傷害を直接の原因とする死亡又は身体障害（常時の介護を要する身体障害の状態を除く。）

三 当該疾病又は傷害を直接の原因とする病院又は診療所への入院

四 前三号に掲げるもののほか、当該疾病又は傷害によつて生じた結果

（保険金額）

第二十条 第五条第一項の契約に係る保険金額（財形貯蓄保険の保険契約に係るものを除く。）は、被保険者一人につき、千万円の範囲内において被保険者の年齢を考慮して政令で定める額を超えてはならぬ。ただし、家族保険の保険契約の効力発生後に当該保険契約の被保険者となる場合については、この限りでない。

2 前項の保険金額には、政令で定める保険契約に係る保険金額のうち政令で定める額は、これを算入しない。

3 特約に係る保険金額は、被保険者一人につき、次に掲げる特約の区分に応じ、それぞれ千万円を超えてはならぬ。この場合において

一 第十八条第一号又は第二号に掲げる事由（同条に規定する保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことを含む。）により保険金の支払をする特約

二 第十八条第三号又は第四号に掲げる事由（同条に規定する保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことを含む。）により保険金の支払をする特約

（財形貯蓄保険の保険料額）

第二十三条 財形貯蓄保険の保険契約においては、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、被保険者一人につき、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四条の二第七項第一号に規定する金額を超えてはならない。

（年金額）

第二十四条 年金の額（終身年金保険付終身保険、定期年金保険付養老保険及び夫婦年金保険付家族保険の保険契約に係るものを含み、介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては割増年金の額を除き、第七十八条の規定による契約者配当として年金額を増加させる保険契約にあつては当該増加させた額を除くものとする。以下この条から第二十五条までにおいて同じ。）は、保険約款の定めるところにより、一年ごとに年五パーセントの割合を超えない範囲内において通増させるものとすることができる。

2 年金の額は、被保険者一人につき年額（前項の規定により年金額を増加させる保険契約にあつては、年金の支払の事由が発生した日（以下「年金支払事由発生日」という。）から始まる一年の期間について支払う年金の年額とする。）九十万円を超えてはならない。

3 前項の年金の額には、第二十五条の規定による配偶者たる被保険者に係る年金の額は、これを算入しない。
（契約者配当）

第七十八条 保険契約においては、保険約款の定めるところにより、契約者配当（保険契約者又は年金受取人に対し、保険料その他の簡易生命保険業務（日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。以下この項において同じ。）に係る収益のうち、保険金、年金、還付金その他の給付金の支払その他の簡易生命保険業務に要する費用に充てられないものの全部又は一部を分配することをいう。次項及び第八十条において同じ。）をすることができ。

2 公社は、前項の規定により契約者配当をする場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として総務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

○ 簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成四年法律第五十四号）による改正前の簡易生命保険法（抄）

第六条 傷害特約においては、国が、前条第一項の契約に係る被保険者が不慮の事故又は第三者の加害行為（以下「不慮の事故等」という。）により受けた傷害について保険金を支払うことを約し、保険契約者が国に保険料を支払うことを約するものとする。

2 疾病傷害特約においては、国が、前条第一項の契約に係る被保険者がかかった疾病及び不慮の事故等により受けた傷害について保険金を支払うことを約し、保険契約者が国に保険料を支払うことを約するものとする。

○ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

（労働組合として設立されたものの取扱）

第五条 （略）

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

一 七 (略)

八 同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

九 (略)

(不当労働行為)

第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

三 (略)

四 労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第二十七条の十二第一項の規定による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

(損害賠償)

第八条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

(合議体等)

第二十四条の二 中央労働委員会は、会長が指名する公益委員五人をもつて構成する合議体で、審査等を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。

一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に中央労働委員会のした第五条第一項若しくは第十一条第一項又は第二十七条の十二第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に対すると認めた場合

二 前項の合議体を構成する者の意見が分かれたため、その合議体としての意見が定まらない場合

三 前項の合議体が、公益委員の全員をもつて構成する合議体で審査等を行うことを相当と認めた場合

四 第二十七条の十第三項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による異議の申立てを審理する場合

3 6 (略)

(中央労働委員会の管轄等)

第二十五条 中央労働委員会は、特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分（特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 (略)

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）

（信用協同組合）

第九条の八 信用協同組合は、次の事業を行うものとする。

一・二 （略）

三 組合員の預金又は定期積金の受入れ

四 （略）

2ゝ11 （略）

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（職員団体）

第五十二条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2ゝ5 （略）

○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2ゝ4 （略）

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「証券投資信託」とは、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有

価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。第五条の二及び第四十九条の三において同じ。）を目的とするものであつて、政令で定めるものをいう。

5
↳ 29 (略)

○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

（信用金庫の事業）

第五十三条 信用金庫は、次に掲げる業務を行うことができる。

一 預金又は定期積金の受入れ

二↳ 四 (略)

2
↳ 17 (略)

○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）

（業務の範囲）

第六条 長期信用銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

一・二 (略)

三 預金又は定期積金の受入れ（国若しくは地方公共団体又は貸付先、社債の管理の委託会社その他の取引先からの受入れに限る。）

四・五 (略)

2
↳ 7 (略)

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）

（適用範囲）

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員及び日本郵政公社の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、政令で定めるところにより、職員とみなして、この法律の規定を適用する。

(失業者の退職手当)

第十条 勤続期間六月以上で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）の額

二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数（次項において「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

イ 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前一年の期間内にあるときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間

ロ 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

2 勤続期間六月以上で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場

合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の総務省令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして総務省令で定めるときに該当する場合に關しては、総務省令で、同項の規定に準じて、前二項に規定する退職の日の翌日から起算して一年の期間についての特例を定めることができる。

4 勤続期間六月以上で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国、特定独立行政法人又は日本郵政公社の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国、特定独立行政法人又は日本郵政公社の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

6 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

7 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

8 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した雇用保険法第四十一条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本

手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第一項又は第二項の規定による退職手当を支給する。

9 第一項、第二項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

一 その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第二十四条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

二 厚生労働大臣が雇用保険法第二十五条第一項の規定による措置を決定した場合

三 厚生労働大臣が雇用保険法第二十七条第一項の規定による措置を決定した場合

10 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第三十六条、第三十七条及び第五十六条の二から第五十九条までの規定に準じて政令で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。

一 公共職業安定所長の指示した雇用保険法第三十六条に規定する公共職業訓練等を受けている者については、技能習得手当

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者については、寄宿手当

三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者については、傷病手当

四 職業に就いたものについては、就業促進手当

五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費

六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、広域求職活動費

11 前項の規定は、第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「第三十六条、第三十七条及び第五十六条の二から第五十九条まで」とあるのは「第五十六条の二から第五十九条まで」と読み替えるものとする。

12 第十項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

13 第十項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、政令で定める日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

14 雇用保険法第十条の四の規定は、偽りその他不正の行為によつて第一項、第二項又は第四項から第十一項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

15 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

（金庫の事業）

第五十八条 金庫は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うものとする。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ

二・三 （略）

2 〵 13 （略）

○ 軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第百八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に定める定義に従うものとする。

一 〵 四 （略）

五 「外地郵便振替貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた郵便振替貯金の払込金（口座に受け入れられたものを含む。）をいう。

六 （略）

○ 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（抄）

（用語の意義）

第二条 （略）

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 〵 二十六 （略）

二十七 確定申告書等 法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。

二十七の二 連結確定申告書等 法人税法第二条第三十一号の二に規定する連結中間申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。

二十八・二十九 （略）

3 （略）

（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の四 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続

人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族（第三項において「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び第三項において同じ。）の用又は居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この項及び第三項並びに次条第七項において同じ。）で財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもので政令で定めるもの（以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（以下この項において「小規模宅地等」という。）に限り、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 特定事業用宅地等である小規模宅地等、特定居住用宅地等である小規模宅地等及び特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等百分の二十

二 前号に掲げる小規模宅地等以外の小規模宅地等 百分の五十

2 前項に規定する限度面積要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等（以下この項において「特定事業用等宅地等」という。）である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が四百平方メートル以下であること。

二 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定居住用宅地等である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が二百四十平方メートル以下であること。

三 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等以外の特例対象宅地等（以下この項において「特定特例対象宅地等」という。）である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が二百平方メートル以下であること。

四 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定事業用等宅地等、特定居住用宅地等又は特定特例対象宅地等である場合（前三号に掲げる場合を除く。） 次のイ、ロ及びハに掲げる面積の合計が四百平方メートル以下であること。

イ 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等である特定事業用等宅地等の面積の合計

ロ 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等である特定居住用宅地等の面積の合計に三分の五を乗じて得た面積

ハ 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等である特定特例対象宅地等の面積の合計に二を乗じて得た面積

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定事業用宅地等 被相続人等の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものを除く。以下この号及び第三号において同じ。）の用に供されていた宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族（当該親族から相続又は遺贈により当該宅地等を取得した当該親族の相続人を含む。イにおいて同じ。）がいる場合の当該宅地等（政令で定めるものに限る。）をいう。

イ 当該親族が、相続開始時から相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までの間に当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該事業を営んでいること。

ロ 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限（当該親族が申告期限前に死亡した場合には、その死亡の日。以下この項において同じ。）まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の事業の用に供していること。

二 特定居住用宅地等 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに、当該被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族（当該被相続人の配偶者を除く。以下この号において同じ。）がいる場合の当該宅地等（政令で定めるものに限る。）をいう。

イ 当該親族が相続開始の直前において当該宅地等の上に存する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該家屋に居住していること。

ロ 当該親族（当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者に限る。）が相続開始前三年以内に相続税法の施行地内にあるその者又はその者の配偶者の所有する家屋（当該相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがない者（財務省令で定める者を除く。）であり、かつ、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有していること（当該被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてイに規定する家屋に居住していた親族で政令で定める者がいない場合に限る。）。

ハ 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の居住の用に供していること。

三 特定同族会社事業用宅地等 相続開始直前に被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有する株式の総数又は出資の金額の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の十分の五を超える法人の事業の用に供されていた宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに当該被相続人の親族（財務省令で定める者に限る。）がおり、当該宅地等を取得した当該親族が相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、申告期限まで引き続き当該法人の事業の用に供されている場合の当該宅地等（政令で定めるものに限る。）をいう。

4 第一項の規定は、同項の相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までに共同相続人又は包括受遺者によつて分割されていない特例対象宅地等については、適用しない。ただし、その分割されていない特例対象宅地等が申告期限から三年以内（当該期間が経過するまでの間に当該特例対象宅地等が分割されなかつたことにつき、当該相続又は遺贈に関し訴えの提起がされたことその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合において、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該特例対象宅地等の分割ができることとなつた日として政令で定める日の翌日から四月以内）に分割された場合（当該相続又は遺贈により財産を取得した者が次条第一項の規定の適用を受けている場合を除く。）には、その分割された当該特例対象宅地等については、この限りでない。

5 相続税法第三十二条の規定は、前項ただし書の場合その他既に分割された当該特例対象宅地等について第一項の規定の適用を受けてい

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申

告書（これらの申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。次項において「相続税の申告書」という。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

7 税務署長は、相続税の申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない相続税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

8 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の五 特定事業用資産相続人等が、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の六までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した特定事業用資産でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特定事業用資産」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定事業用資産相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特定事業用資産のすべてを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第十一条の二に規定する相続税の課税価格（同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）に算入すべき価額は、当該選択特定事業用資産の価額に次の各号に掲げる選択特定事業用資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産 百分の九十

二 特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産 百分の九十五
2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定株式 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式で、当該相続開始の時ににおいて、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所（第三号及び第五号において「証券取引所」という。）に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

二 特定出資 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた有限会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該相続開始の時ににおいて、当該出資に議決権の制限がないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

三 特定受贈株式 被相続人である特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）をした株式で、当該贈与の時ににおいて、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

四 特定受贈出資 被相続人である特定贈与者が贈与をした有限会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該贈与の時ににおいて、当該出資に議決権の制限がないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

五 特定保有株式 被相続人である特定贈与者が贈与の直前に有していた株式で、当該贈与の時ににおいて、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

六 特定保有出資 被相続人である特定贈与者が贈与の直前に有していた有限会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該贈与の時ににおいて、当該出資に議決権の制限がないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

七 特定同族会社株式等 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた次に掲げる要件のすべてを満たす特定株式又は特定出資のうち、当該特定株式又は特定出資に係る法人の当該相続開始の時ににおける発行済みの株式の総数又は出資の合計額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ 当該相続開始の直前及び当該相続開始の時に、被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有していた株式（当該被相続人に係る特定株式に係る法人の株式（議決権の制限がある株式として財務省令で定めるものを除く。以下イ、次号イ及び第十一号において同じ。）に限る。）の総数又は出資（当該被相続人に係る特定出資に係る法人の出資（議決権の制限がある出資として財務省令で定めるものを除く。以下イ、次号イ及び第十一号において同じ。）に限る。）の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額の二分の一を超えること。

ロ 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定株式（当該被相続人に係る特定受贈株式を含む。）に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数に当該特定株式の当該相続開始の時ににおける一株当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

(2) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定出資（当該被相続人に係る特定受贈出資を含む。）に係るすべての法人について、当該法人の出資の総口数に当該特定出資の当該相続開始の時ににおける一口当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

八 特定受贈同族会社株式等 被相続人である特定贈与者が贈与をした次に掲げる要件のすべてを満たす特定受贈株式又は特定受贈出資のうち、当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の当該贈与の時ににおける発行済みの株式の総数又は出資の合計額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ 当該贈与の直前及び当該贈与の時に、被相続人である特定贈与者及び当該特定贈与者の親族その他当該特定贈与者と政令で定める特別の関係がある者が有していた株式（当該贈与に係る特定受贈株式に係る法人の株式に限る。）の総数又は出資（当該贈与に係る特定受贈出資に係る法人の出資に限る。）の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額の二分の一を超えること。

ロ 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1) 当該贈与に係る特定受贈株式（当該贈与に係る特定贈与者に係る特定受贈株式を含む。）又は特定保有株式に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数に当該特定受贈株式又は特定保有株式の当該贈与の時ににおける一株当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

(2) 当該贈与に係る特定受贈出資（当該贈与に係る特定贈与者に係る特定受贈出資を含む。）又は特定保有出資の当該贈与の時ににおける一口当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

九 特定森林施業計画対象山林 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する

場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定（以下この項において「市町村長等の認定」という。）を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号に規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。以下この項において「森林施業計画」という。）が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。次号において同じ。）をいう。

十 特定受贈森林施業計画対象山林 被相続人である特定贈与者が贈与をした立木又は土地等のうち当該贈与の前に市町村長等の認定を受けた森林施業計画が定められている区域内に存するものをいう。

十一 特定事業用資産相続人等 イ又はロに掲げる者をいう。

イ 相続又は遺贈により特定同族会社株式等又は特定森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)に掲げる要件を満たすもの

(1) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定同族会社株式等を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(2) 申告期限を経過する時において、選択特定事業用資産である特定同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3) 当該相続開始の時において、選択特定事業用資産である特定同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(4) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施業計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(5) 当該相続開始の時から申告期限まで引き続き選択特定事業用資産である特定森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っていること。

ロ 贈与により特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)に掲げる要件を満たすもの

(1) 当該特定受贈同族会社株式等に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(2) 当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限を経過する時までの間のうち政令で定める期間において、選択特定事業用資産である特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(i) 特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時において、選択特定事業用資産である当該特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(ii) 特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時において、当該個人並びに当該個人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族

が選択特定事業用資産である当該特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の二十五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(4) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(5) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き選択特定事業用資産である特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っていること。

十二 特定事業用資産 次のイ又はロに掲げるものをいう。

イ 特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等（当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から当該相続開始の時まで引き続き特定事業用資産相続人等が有しているものに限り。）である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額のうち十億円以下である当該特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等の部分

ロ 次に掲げる立木又は土地等

(1) 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定（特定森林施業計画対象山林のうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限り。）(2)において同じ。）に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

(2) 被相続人である特定贈与者が贈与の前に受けていた市町村長等の認定に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

3 第一項の規定は、同項の相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までに共同相続人又は包括受遺者によつて分割されていない特定事業用資産については、適用しない。ただし、その分割されていない特定事業用資産が申告期限から三年以内（当該期間が経過するまでの間に当該特定事業用資産が分割されなかったことにつき、当該相続又は遺贈に関し訴えの提起がされたことその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合において、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該特定事業用資産の分割ができることとなつた日として政令で定める日の翌日から四月以内）に分割された場合（当該相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けた場合において当該相続又は遺贈に係る特定同族会社株式等が分割されたときを除く。）には、その分割された当該特定事業用資産については、この限りでない。

4 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等について同項の規定の適用を受ける場合には、当該相続又は遺贈に係る特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林については、同項の規定は適用しない。

5 第一項の規定により同項に規定する選択特定事業用資産として選択された特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額の合計額（以下この項において「選択金額」という。）が、当該特定同族会社株式等若しくは特定受贈同族会社株式等に係る第二項第七号若しくは第八号に規定する三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに相当する金額の合計額又は十億円のいずれか低い金額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該選択特定事業用資産（第二項第十二号ロに係るものに限る。）については、その価額に当該いずれか低い金額から当該選択金額を控除したものの当該いずれか低い金額に占める

割合を乗じて得た価額に達するまでの部分につき、第一項の規定の適用を受けることができる。

6 第一項の規定は、同項の相続又は遺贈により財産を取得した者が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、適用しない。

7 前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計が四百平方メートル未満である場合には、第四項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額に達するまでの部分について、第一項の規定の適用を受けることができる。

一 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等（特定受贈同族会社株式等を含む。以下この号及び第三号において同じ。）を同項に規定する選択特定事業用資産として選択をする場合（第三号に掲げる場合を除く。）当該特定同族会社株式等に係る第五項に規定するいずれか低い金額に特定割合（四百平方メートルから前条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計を控除したものの四百平方メートルに占める割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た価額

二 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林施業計画対象山林（特定受贈森林施業計画対象山林を含む。以下この号及び次号において同じ。）を同項に規定する選択特定事業用資産として選択をする場合（次号に掲げる場合を除く。）当該特定森林施業計画対象山林の価額に特定割合を乗じて得た価額

三 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等及び特定森林施業計画対象山林を同項に規定する選択特定事業用資産として選択をする場合 次に掲げる価額の合計額

イ 第一号に定める価額

ロ 特定森林施業計画対象山林の価額に特定割合から政令で定める割合を控除した割合を乗じて得た価額

8 相続税法第三十二条の規定は、第三項ただし書の場合その他既に分割された当該特定事業用資産について第一項の規定の適用を受けていなかった場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書（これらの申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。第十二項及び第十三項において「相続税の申告書」という。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 特定贈与者からの贈与により取得をした特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産相続人等は、政令で定めるところにより、相続税法第二十八条第一項の期間内に第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類その他財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11 前項の場合において、同項の期間内に、同項の特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林に係る同項の書類が納税地の所轄税務署長に提出されていないときは、当該特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林については、第一項の規定の適用を受けることができない。

12 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、第九項の規定にかかわらず、特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする者の相続税の申告書の提出期限から二月以内に第二項第十一号イ(5)又は同号ロ(5)に規定する森林施業計画に基づき施業が行われていた旨その他の事項を証する財務省令で定める書類の提出がない場合には、適用しない。

13 税務署長は、相続税の申告書若しくは前項の財務省令で定める書類の提出がなかった場合又は第九項の記載若しくは添付がない相続税

の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項及び前項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

14 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）をいう。

二 〓七（略）

2・3（略）

（設立及び業務）

第三条 各省各庁及び公社ごとに、その所属の職員及びその所管する特定独立行政法人の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する国家公務員共済組合（以下「組合」という。）を設ける。

2 〓5（略）

（費用負担の原則）

第九十九条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国又は公社の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十
 - 一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十
 - 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十
 - 三 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用 国又は公社の負担金百分の百
 - 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十
 - 五 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 国又は公社の負担金百分の百
- 3 〓7（略）

（負担金）

第二百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人、公社又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第

七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、特定独立行政法人、公社又は職員団体が負担すべき金額（第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第五号までに掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、特定独立行政法人、公社又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあるごとに、連合会に払い込まなければならない。

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）

（基金の業務）

第二百二十八条（略）

2・4 (略)

5 基金は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会その他の法人に委託することができる。

6 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の業務（第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務に限る。）を受託することができる。

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）

一次の表に掲げる法人

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法
企業年金基金	確定給付企業年金法

企業年金連合会	厚生年金保険法
危険物保安技術協会	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）
行政書士会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
漁業共済組合	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）
漁業共済組合連合会	
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
漁船保険中央会	
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）
健康保険組合	健康保険法
健康保険組合連合会	
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七号）
高压ガス保安協会	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十三年法律第八十三号）

厚生年金基金	厚生年金保険法
更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）
港務局	港湾法
小型自動車競走会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合連合会	
国家公務員の団体（法人であるものに限る。）	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民健康保険組合	国民健康保険法
国民健康保険団体連合会	
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国民年金基金	国民年金法
国民年金基金連合会	
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）	民法

市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
自転車競技会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）
社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法
社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
社団法人（民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。）	民法
宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百十六号）
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	

証券業協会	証券取引法
商工会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）
商工会議所	商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）
商工会連合会	商工会法
商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）
商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
商品先物取引協会	商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第一百七号）
職員団体等（法人であるものに限る。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）
職業訓練法人	職業能力開発促進法
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合	
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十一年法律第六十四号）
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	

）	
税理士会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法
船員災害防止協会	） 船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
損害保険料率算出団体	） 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号）
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合連合会	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）

	地方公務員の団体（法人であるものに限る。）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）
投資者保護基金	証券取引法
独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの、国若しくは地方公共団体以外の者に対し利益若しくは剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないもの又はこれらに類するものとして、財務大臣が指定したものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）
土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	

土地家屋調査士会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本行政書士会連合会	行政書士法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法
日本自転車振興会	自転車競技法
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）

日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号）
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
日本弁理士会	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）
農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）
農業共済組合連合会	
農業協同組合中央会	農業協同組合法
農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）	
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）

負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）
弁護士会	弁護士法
保険契約者保護機構	保険業法
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）
労働災害防止協会	労働災害防止団体法

二（略）

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（略）

十一 被合併法人 合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。

十二 合併法人 合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。

十二の二（略）

十二の七の二 連結親法人 第四条の二（連結納税義務者）の承認を受けた同条に規定する内国法人をいう。

十二の七の三 連結子法人 第四条の二の承認を受けた同条に規定する他の内国法人をいう。

十二の七の四（略）

十二の十四 適格現物出資 次のいずれかに該当する現物出資（外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債の移転を行うものを除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間

接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 当該現物出資により現物出資事業（現物出資法人の現物出資前に営む事業のうち、当該現物出資により被現物出資法人において営まれることとなるものをいう。ロにおいて同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該被現物出資法人に移転していること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該現物出資により当該被現物出資法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）。

(2) 当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事することが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）。

(3) 当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該現物出資事業が、当該現物出資後に当該被現物出資法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

ハ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人（当該現物出資が法人を設立する現物出資である場合にあっては、当該現物出資法人と他の現物出資法人）とが共同で事業を営むための現物出資として政令で定めるもの

十二の十五、十八の三（略）

十八の四 連結所得 連結親法人及び連結子法人の所得をいう。

十九、二十四（略）

二十五 損金経理 法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいう。

二十六、三十九（略）

四十 青色申告書 第二百二十一条（青色申告）（第四百六条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定

により青色の申告書によつて提出する第三十号、第三十一号及びに第三十一号の四から第三十七号までに掲げる申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいう。

四十一、四十八（略）

（連結納税義務者）

第四条の二 内国法人（普通法人又は協同組合等に限るものとし、次に掲げる法人を除く。）及び当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係（発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。以下この条において同じ。）がある他の内国法人（普通法人に限るものとし、清算中の法人、資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社その他政令で定める法人を除く。）のすべてが当該内国法人を納税義務者として法人

税を納めることにつき国税庁長官の承認を受けた場合には、これらの法人は、この法律の定めるところにより、当該内国法人を納税義務者として法人税を納めるものとする。

一 清算中の法人

二 普通法人（外国法人を除く。）又は協同組合等との間に当該普通法人又は協同組合等による完全支配関係がある法人

三 その他政令で定める法人

（連結納税の承認の申請）

第四条の三 前条に規定する内国法人及び当該内国法人との間に当該内国法人による同条に規定する完全支配関係（以下この条において「完全支配関係」という。）がある前条に規定する他の内国法人は、同条の承認を受けようとする場合には、その承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日（六月前の日までに、これらの法人のすべての連名で、当該期間の開始の日その他財務省令で定める事項を記載した申請書を当該内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。）

2 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 連結予定法人（前項に規定する内国法人又は他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかがその申請を行っていないこと。

二 その申請を行つてゐる法人に連結予定法人以外の法人が含まれてゐること。

三 その申請を行つてゐる連結予定法人につき次のいずれかに該当する事実があること。

イ 連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。

ロ 連結事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が次条第一項に規定する財務省令で定めるところに従つて行われることが見込まれないこと。

ハ 第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により前条の承認を取り消され、又は第四条の五第三項の承認を受けた日以後五年以内に前項の申請書を提出したこと。

ニ 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

3 第一項の申請につき同項に規定する内国法人に対して承認の処分があつた場合には、同項に規定する他の内国法人（同項に規定する期間の開始の時に当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項及び第五項において同じ。）のすべてにつき、その承認があつたものとみなす。

4 第一項の申請書の提出があつた場合（第六項の規定の適用を受けて当該申請書の提出があつた場合を除く。）において、第一項に規定する期間の開始の日の前日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同項に規定する内国法人及び他の内国法人のすべてにつき、その開始の日においてその承認があつたものとみなす。

5 前二項の場合（第九項に規定する場合を除く。）において、前条の承認は、第一項に規定する内国法人及び他の内国法人のすべてにつき、同項に規定する期間の開始の日以後の期間について、その効力を生ずる。

6 前条に規定する内国法人の設立事業年度（当該内国法人の設立の日の属する事業年度をいう。以下この項及び第八項において同じ。）が連結申請特例年度（同条の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間を

いう。以下この条において同じ。）である場合に於ては第一項に規定する六月前の日を当該設立事業年度開始の日から一月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から五月前の日とのいずれか早い日（次項において「設立年度申請期限」という。）とし、当該内国法人の設立事業年度の翌事業年度が連結申請特例年度である場合に於ては当該六月前の日を当該設立事業年度終了の日と当該翌事業年度終了の日から五月前の日とのいずれか早い日（次項において「設立翌年度申請期限」という。）として、第一項の規定を適用する。

7 前項の規定は、同項に規定する内国法人が、設立年度申請期限又は設立翌年度申請期限までに同項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合に限り、適用する。

8 第六項の規定の適用を受けて第一項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した日から五月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同項に規定する内国法人及び他の内国法人（当該申請に係る連結申請特例年度開始の時に当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）のすべてにつき、当該五月を経過する日（当該内国法人の設立事業年度の翌事業年度が当該連結申請特例年度であり、かつ、当該翌事業年度開始の日が当該五月を経過する日後である場合には、当該開始の日）においてその承認があつたものとみなす。

9 第六項の規定の適用を受けて行つた第一項の申請につき前条の承認を受けた場合には、その承認は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日以後の期間について、その効力を生ずる。

一 連結申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等（第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する時価評価資産その他の政令で定めるものをいう。第十一項において同じ。）を有する第一項に規定する他の内国法人（同条第一項各号に掲げるものを除く。以下この号及び次号において「時価評価法人」という。）及び当該時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する第一項に規定する他の内国法人（次号において「関連法人」という。） 当該連結申請特例年度終了の日の翌日

二 連結申請特例年度開始の日の翌日から前条の承認を受ける日の前日までの間に自己を分割法人とする分割型分割を行つた第一項に規定する他の内国法人（時価評価法人及び関連法人を除く。） その承認を受ける日の属する事業年度開始の日

三 第一項に規定する内国法人及び他の内国法人のうち、前二号に掲げる法人以外の法人 連結申請特例年度開始の日

10 前条に規定する他の内国法人が連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなつた場合（次項に規定する場合を除く。）には、当該他の内国法人については、当該完全支配関係を有することとなつた日（第十五条の二第二項（連結事業年度の意義）の規定の適用を受ける場合に於ては、同項各号に定める期間の開始の日。以下この項において同じ。）において前条の承認があつたものとみなす。この場合において、その承認は、当該完全支配関係を有することとなつた日以後の期間について、その効力を生ずるものとする。

11 前条に規定する他の内国法人が連結申請特例年度において第六項の規定の適用を受けて同条の承認を受ける第一項に規定する内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなつた場合には、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日においてその承認があつたものとみなす。この場合において、その承認は、当該各号に定める日以後の期間について、その効力を生ずるものとする。

一 当該完全支配関係を有することとなつた日の前日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等を有する当該他の内国法人（第六十一条の十二第一項各号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げるものを除く。以下この号及び次号において「時価評価法人」という。）及び当該時価評価法人又は第九項第一号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する前条

に規定する他の内国法人（次号において「関連法人」という。） 当該連結申請特例年度終了の日の翌日

二 当該完全支配関係を有することとなった日の翌日から当該内国法人が前条の承認を受ける日の前日までの間に自己を分割法人とする分割型分割を行った同条に規定する他の内国法人（時価評価法人及び関連法人を除く。） 当該内国法人がその承認を受ける日の属する当該他の内国法人の事業年度開始の日

三 前条に規定する他の内国法人のうち、前二号に掲げる法人以外の法人 当該完全支配関係を有することとなった日

12 第一項に規定する他の内国法人が同項の申請書を提出した場合の当該他の内国法人の納税地の所轄税務署長への届出その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業年度の意義）

第十三条 この法律において「事業年度」とは、営業年度その他これに準ずる期間（以下この章において「営業年度等」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄付行為、規則若しくは規約（以下この章において「定款等」という。）に定めるものをいい、法令又は定款等に営業年度等の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た営業年度等又は第三項の規定により納税地の所轄税務署長が指定した営業年度等若しくは第四項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が一年をこえる場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。

2 法令及び定款等に営業年度等の定めがない法人は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる日以後二月以内に、営業年度等を定めてこれを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一 内国法人 設立の日（内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を開始した日）

二 外国法人 第四百一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日又は当該外国法人に該当しないで第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第四百四十一条第四号に掲げる国内源泉所得で第三百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日（外国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、第四百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日）

3 前項の規定による届出をすべき法人（人格のない社団等を除く。）がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長は、その営業年度等を指定し、当該法人に対し、書面によりその旨を通知する。

4 第二項の規定による届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その人格のない社団等の営業年度等は、その年の一月一日（同項第一号に掲げる収益事業を開始した日又は同項第二号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日の属する年については、これらの日）から十二月三十一日までの期間とする。

（みなし事業年度）

第十四条 次の各号に規定する法人（第六号から第八号までにあつてはこれらの規定に規定する他の内国法人とし、第九号、第十四号及び第十五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とし、第十三号にあつては同号に規定する連結法人とし、第十六号にあつては同号に規定する連結親法人とする。）が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

一 内国法人である普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合（第十号に掲げる場合を除く。） その事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

二 法人が事業年度中途において合併により解散した場合（第十一号に掲げる場合を除く。）その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間

三 法人が事業年度中途において当該法人を分割法人とする分割型分割を行った場合（第十二号に掲げる場合を除く。）その事業年度開始の日から分割型分割の日の前日までの期間及び分割型分割の日からその事業年度終了の日までの期間

四 第四条の二（連結納税義務者）に規定する他の内国法人の事業年度中途において最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号、第七号及び第十八号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）が開始した場合（第六号に掲げる場合を除く。）その事業年度開始の日からその最初連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間

五 連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する連結親法人事業年度開始の日及び終了の日でない場合（次号から第八号までに掲げる場合を除く。）その連結親法人事業年度開始の日からその終了の日までの期間

六 第四条の二に規定する他の内国法人との間に完全支配関係（同条に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある第四条の二に規定する内国法人が第四条の三第六項（連結納税の承認の特例）の規定の適用を受けて同条第一項の申請書を提出した場合 連結申請特例年度（同条第六項に規定する連結申請特例年度をいう。以下この号及び第八号において同じ。）開始の日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間、その連結申請特例年度開始の日からその終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（第四条の二の承認を受けた場合には、当該期間を除く。）

七 第四条の二に規定する他の内国法人が連結親法人事業年度中途において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合（次号に掲げる場合を除く。）当該完全支配関係を有することとなった日（以下この号において「加入日」という。）の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間及び当該加入日からその連結親法人事業年度終了の日までの期間（当該他の内国法人が第十五条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの期間は、当該他の内国法人の加入日の属する事業年度（連結親法人事業年度開始の日からその開始の日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。）

八 第四条の二に規定する他の内国法人が連結申請特例年度中途において同条に規定する内国法人（第四条の三第六項の規定の適用を受けて同条第一項の申請書を提出した法人に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなった場合 当該完全支配関係を有することとなった日（以下この号において「加入日」という。）の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間、当該加入日からその連結申請特例年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（第四条の二の承認を受けた場合には、当該期間を除く。）

九 連結子法人が連結事業年度中途において連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった場合（次号、第十一号、第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号に掲げる場合を除く。）その連結事業年度開始の日からその有しなくなった日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間、当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十 連結子法人が連結事業年度中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合 その連結事業年度開始の日から解散の日までの期間、解散の日の翌日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十一 連結子法人が連結事業年度中途において合併により解散した場合 その連結事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間

十二 連結法人が連結事業年度の中途において当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合 その連結事業年度開始の日から分割型分割の日の前日までの期間及び分割型分割の日からその連結事業年度終了の日までの期間

十三 連結親法人と内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係が生じたことにより、連結法人が連結事業年度の中途において当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなつた場合 その連結事業年度開始の日から当該完全支配関係を有することとなつた日（以下この号において「支配日」という。）の前日までの期間、当該支配日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十四 連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が解散（合併による解散を除く。）をした場合 その連結事業年度開始の日から解散の日までの期間、解散の日の翌日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十五 連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が合併により解散した場合 その連結事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間、合併の日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十六 連結親法人の連結事業年度の中途において連結子法人がなくなつたことにより連結法人が当該連結親法人のみとなつた場合 その連結事業年度開始の日から連結子法人がなくなつた日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間及び当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間

十七 連結法人が第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二の承認を取り消された場合 その取り消された日（以下この号において「取消日」という。）の属する連結事業年度開始の日から当該取消日の前日までの期間、当該取消日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十八 連結子法人が第四条の五第三項の承認を受けた場合 その承認を受けた日の属する連結親法人事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十九 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合 その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間

二十 内国法人である普通法人又は協同組合等で清算中のものが事業年度の中途において継続した場合 その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間及び継続の日からその事業年度終了の日までの期間

二十一 第四百四十一条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）のうちいずれかの号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において当該各号のうち他のいずれかの号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合（同条第二号及び第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当していた法人がこれらのうちいずれか一にのみ該当することとなつた場合を含む。） その事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間

二十二 第四百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が、事業年度の中途において、国内において新たに第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を開始し、又は当該事業を廃止した場合 その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日又は当該事業の廃止の日までの期間及びこれらの日の翌日からその事業年度終了の日までの期間（当該事業の開始の日の属する事業年度の中途において当該事業を廃止した場合には、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日までの期間、当該事業の開始の日から当該事業の廃止の日までの期間及び同日の翌日からその事業年度終了の日までの期間）

（連結事業年度の意義）

第十五条の二 この法律において「連結事業年度」とは、連結法人の連結親法人事業年度（当該連結法人に係る連結親法人の事業年度（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、第十四条第十二号（みなし事業年度）の規定の適用がないものとした場合における事業年度）をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日からその終了の日までの期間とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる法人にあつてはこれらの号に定める期間（その末日が連結親法人事業年度終了の日である期間を除く。）は連結事業年度に含まないものとし、第五号及び第六号に掲げる法人にあつては最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。次項において同じ。）はこれらの号に定める期間とする。

一 連結親法人事業年度の中途において自己を分割法人とする分割型分割を行った連結法人 その連結親法人事業年度開始の日から分割型分割の日の前日までの期間

二 連結親法人事業年度の中途において第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された連結子法人 その連結親法人事業年度開始の日からその取り消された日の前日までの期間

三 連結親法人事業年度の中途において解散した連結子法人 その連結親法人事業年度開始の日から解散の日（合併による解散の場合には、合併の日の前日）までの期間

四 連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった連結子法人（前二号に掲げる法人を除く。）その連結親法人事業年度開始の日からその有しなくなった日の前日までの期間

五 連結申請特例年度（第四条の三第六項（連結納税の承認の特例）に規定する連結申請特例年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日の翌日から第四条の二の承認を受けた日の前日までの間に自己を分割法人とする分割型分割を行った同条に規定する他の内国法人で第四条の三第六項の規定の適用を受けるもの（同条第九項第一号に規定する時価評価法人及び関連法人を除く。）その承認を受けた日の属する事業年度開始の日からその連結申請特例年度終了の日までの期間

六 連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による第四条の二に規定する完全支配関係（以下この項及び次項において「完全支配関係」という。）を有することとなった同条に規定する他の内国法人（第四条の三第十一項第一号に規定する時価評価法人及び関連法人を除く。）当該完全支配関係を有することとなった日（同日の翌日から同項に規定する内国法人が第四条の二の承認を受けた日の前日までの間に当該他の内国法人（連結申請特例年度の中途において当該内国法人との間に当該内国法人による当該完全支配関係を有することとなったものに限る。）が当該他の内国法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、当該内国法人がその承認を受けた日の属する当該他の内国法人の事業年度開始の日）からその連結親法人事業年度終了の日までの期間

2 第四条の二に規定する他の内国法人が連結親法人事業年度（第四条の三第六項の規定の適用を受ける場合の連結申請特例年度を除く。）開始の日の一月前の日から当該開始の日以後一月を経過する日までの期間（その連結親法人事業年度が連結親法人の最初連結事業年度である場合には、その連結親法人事業年度開始の日から当該開始の日以後一月を経過する日までの期間）において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなり、かつ、当該他の内国法人の加入年度（当該完全支配関係を有することとなった日の属する事業年度（第十四条第七号の規定の適用がないものとした場合における事業年度）をいう。以下この条において同じ。）終了の日が当該期間内にある場合には、前項の規定にかかわらず、当該他の内国法人の最初連結事業年度は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 当該他の内国法人の加入年度終了の日がその連結親法人事業年度開始の前日となつている場合 当該他の内国法人の加入年度終了の日の翌日からその連結親法人事業年度開始の日の前日（当該他の内国法人の加入年度終了の日がその連結親法人事業年度開始の日の前

日である場合には、その連結親法人事業年度終了の日）までの期間

二 当該他の内国法人の加入年度終了の日がその連結親法人事業年度開始の日以後となつている場合 当該他の内国法人の加入年度終了の日の翌日からその連結親法人事業年度終了の日までの期間

3 前項の規定は、同項に規定する連結親法人が、同項に規定する他の内国法人の加入年度に係る第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限までに前項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）

第三十二条 （略）

2 4 （略）

5 前項（第二号ハに係る部分に限る。）の規定は、同項の内国法人が適格分割型分割等の日以後二月以内に同項の規定により分割承継法人等に引き継ぐものとされる同号ハに掲げる繰延資産の帳簿価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6 8 （略）

（寄附金の損金不算入）

第三十七条 （略）

2 6 （略）

7 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他のいずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時ににおける価額又は当該経済的な利益のその供与の時ににおける価額によるものとする。

8 12 （略）

（貸倒引当金）

第五十二条 内国法人が、会社更生法の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権（当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権（適格分割型分割に該当しない分割型分割により分割承継法人に移転するものを除く。）がある場合には当該他の金銭債権を含むものとし、適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割（次項において「非適格合併等」という。）により合併法人又は分割承継法人（次項において「合併法人等」という。）に移転する金銭債権を除く。以下この条において「個別評価金銭債権」という。）のその損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時ににおいて当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第五項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権及び非適格合併等により合併法人等に移転する金銭債権を除く。以下この項及び第八項において「一括評価金銭債権」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度

において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時にあって有する一括評価金銭債権の額及び最近における売却金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前二項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があることを認めるときは、第一項及び第二項の規定を適用することができる。

5 内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に個別評価金銭債権を移転する場合において、当該個別評価金銭債権について第一項の貸倒引当金勘定に相当するもの（以下この条において「期中貸倒引当金勘定」という。）を設けたときは、当該設けた期中貸倒引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該個別評価金銭債権につき当該適格分社型分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される個別貸倒引当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 前項の規定は、同項の内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中貸倒引当金勘定の金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 内国法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第十項において「適格組織再編成」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める貸倒引当金勘定の金額又は期中貸倒引当金勘定の金額は、当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（第十項において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一 適格合併 第一項又は第二項の規定により当該適格合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額

二 適格分割型分割 第一項又は第二項の規定により当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人に移転する金銭債権に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

三 適格分社型分割等 第五項の規定により当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された期中貸倒引当金勘定の金額

8 第一項、第二項及び第五項の規定の適用については、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を含まないものとする。

9 第一項又は第二項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額（第七項の規定により適格分割型分割に係る分割承継法人に引き継がれたものを除く。）は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第七項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた貸倒引当金勘定の金額又は期中貸倒引当金勘定の金額は、当該合併法人等の適格組織再編成の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11 第三項、第四項及び第六項に定めるもののほか、第一項、第二項、第五項及び第七項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（保険会社の契約者配当の損金算入）

第六十条 保険業法に規定する保険会社が各事業年度において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該分配する金額が政令で定める金額を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 （略）

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）

第七十二条 中間申告書を提出すべき内国法人である普通法人が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、その提出する中間申告書に、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該所得の金額又は欠損金額

二 当該期間を一事業年度とみなして前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）（第六十七条（同族会社の特別税率）及び第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）を除く。）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2・3 （略）

（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）

第八十一条の三 連結法人の連結事業年度の期間を第二十二条第一項（各事業年度の所得の金額の計算）の事業年度として前章第一節第二款から第八款まで（各事業年度の所得の金額の計算）の規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額（第二十三条（受取配当等の益金不算入）の規定その他政令で定める規定を適用しないで計算した場合に益金の額となる金額に限る。以下この章において「個別益金額」という。）又は損金の額となる金額（第三十七条（寄附金の損金不算入）の規定その他政令で定める規定を適用しないで計算した場合に損金の額となる金額に限る。以下この章において「個別損金額」という。）は、別段の定めがあるものを除き、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 （略）

（連結事業年度における寄附金の損金不算入）

第八十一条の六 （略）

2・5 （略）

6 第三十七条第七項から第十項までの規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第九項中「書類を保存している」とあるのは、「書類を同項各号に規定する寄附金の額を支出した各連結法人において保存している」と読み替えるものとする。

7 （略）

（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）

第八十一条の二十 連結中間申告書を提出すべき連結親法人が当該連結事業年度開始の日以後六月の期間を一連結事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額を計算した場合には、その連結親法人は、その提出する連結中間申告書に、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該連結所得の金額又は連結欠損金額

二 当該期間を一連結事業年度とみなして前号に掲げる連結所得の金額につき前節（税額の計算）（第八十一条の十三（連結同族会社の特別税率）及び第八十一条の十六（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）を除く。）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2・3 (略)

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）

（印紙税納付計器の使用による納付の特例）

第十条 課税文書の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器（印紙税の保全上支障がないことにつき、政令で定めるところにより、国税庁長官の指定を受けた計器（第十六条及び第十八条第二項において「指定計器」という。）で、財務省令で定める形式の印影を生ずべき印（以下「納付印」という。）を付したものをいう。以下同じ。）を、その設置しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて設置した場合には、当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。

2 前項の承認を受けて印紙税納付計器を設置する者は、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けて、その者が交付を受ける課税文書の作成者のために、その交付を受ける際、当該作成者が当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。

3 第一項の承認を受けた者は、前二項の規定により印紙税納付計器を使用する前に、政令で定めるところにより、第一項の税務署長に対し、当該印紙税納付計器により表示することができる印紙税額に相当する金額の総額を限度として当該印紙税納付計器を使用するため必要な措置を講ずることを請求しなければならない。

4 前項の請求をした者は、同項の表示することができる金額の総額に相当する印紙税を、同項の措置を受ける時まで、国に納付しなければならない。

5 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上不相当と認められる場合には、税務署長は、その承認を取り消すことができる。

6 税務署長は、印紙税の保全上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、印紙税納付計器に封を施すことができる。

7 第一項又は第二項の規定により印紙税に相当する金額を表示して納付印を押す方法について必要な事項は、財務省令で定める。

（書式表示による申告及び納付の特例）

第十一条 課税文書の作成者は、課税文書のうち、その様式又は形式が同一であり、かつ、その作成の事実が後日においても明らかにされ

ているもので次の各号の一に該当するものを作成しようとする場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙のはり付けに代えて、金銭をもつて当該課税文書に係る印紙税を納付することができる。

一 毎月継続して作成されることがとされているもの

二 特定の日に多量に作成されることがとされているもの

2 前項の承認の申請者が第十五条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙税の保全上不相当と認められる場合には、税務署長は、その承認を与えないことができる。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る課税文書の作成の時までに、当該課税文書に財務省令で定める書式による表示をしなければならない。

4 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該課税文書が同項第一号に掲げる課税文書に該当する場合には毎月分（当該課税文書を作成しなかつた月分を除く。）をその翌月末日までに、当該課税文書が同項第二号に掲げる課税文書に該当する場合には同号に規定する日の属する月の翌月末日までに、その承認をした税務署長に提出しなければならない。一 その月中（第一項第二号に掲げる課税文書にあつては、同号に規定する日）に作成した当該課税文書の号別及び種類並びに当該種類ごとの数量及び当該数量を税率区分の異なるごとに合計した数量（次号において「課税標準数量」という。）

二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額（次項において「納付すべき税額」という。）

三 その他参考となるべき事項

5 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

6 第一項第一号の課税文書につき同項の承認を受けている者は、当該承認に係る課税文書につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定める手続により、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

（預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例）

第十二条 別表第一第十八号及び第十九号の課税文書のうち政令で定める通帳（以下この条において「預貯金通帳等」という。）の作成者は、政令で定めるところにより、当該預貯金通帳等を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙のはり付けに代えて、金銭をもつて、当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に作成する当該預貯金通帳等に係る印紙税を納付することができる。

2 前項の承認の申請者が第十五条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙税の保全上不相当と認められる場合には、税務署長は、その承認を与えないことができる。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る預貯金通帳等に、同項の期間内において最初の付込みをする時までに、財務省令で定める書式による表示をしなければならない。

4 第一項の承認を受けた場合には、当該承認を受けた者が同項の期間内に作成する当該預貯金通帳等は、当該期間の開始の時に作成するものとみなし、当該期間内に作成する当該預貯金通帳等の数量は、当該期間の開始の時における当該預貯金通帳等の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る口座の数として政令で定めるところにより計算した数に相当する数量とみなす。

5 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、同項に規定する期間の開始の日から起

算して一月以内に、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

一 当該承認に係る預貯金通帳等の課税文書の号別及び当該預貯金通帳等の種類並びに当該種類ごとの前項に規定する政令で定めるところにより計算した当該預貯金通帳等に係る口座の数に相当する当該預貯金通帳等の数量及び当該数量を当該号別に合計した数量（次号において「課税標準数量」という。）

二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額（次項において「納付すべき税額」という。）

三 その他参考となるべき事項

6 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

7 第一項の承認を受けた者が、当該承認を受けた日の属する年の前年においても同項の承認を受けており、かつ、当該承認に係る預貯金通帳等に既に第三項の表示をしている場合には、当該預貯金通帳等については、再び当該表示をすることを要しないものとする。

○ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 6 （略）

7 この法律において「転換」とは、金融機関が第四条の規定により異種の金融機関となることをいう。

8 11 （略）

（転換）

第四条 金融機関は、次に定めるところにより異種の金融機関となることができる。

一 （略）

二 普通銀行がその組織を変更して信用金庫となること。

三 6 （略）

○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

- 四 信用協同組合
- 五 労働金庫
- 六 信用金庫連合会
- 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）
- 八 労働金庫連合会
- 2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 預金
 - 二 定期積金
 - 三 銀行法第二条第四項に規定する掛金
 - 四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭
 - 五 長期信用銀行法第八条及び金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による長期信用銀行債、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）附則第百六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第百六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項の規定による債券並びに信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債（その権利者を確知することができるものとして政令で定めるものに限る。第五十八条の二第一項及び第七十三条第一項において「長期信用銀行債等」という。）の発行により払込みを受けた金銭
- 3 〓13 （略）
（業務の委託）
- 第三十五条 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行又は金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。
- 2 日本銀行及び金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。
- 3 （略）
（保険料の納付）
- 第五十条 金融機関は、事業年度ごとに、当該事業年度の開始後三月以内に、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。
- 2 （略）
（一般預金等に係る保険料の額）
- 第五十一条 預金等（決済用預金（次条第一項に規定する決済用預金をいう。次項において同じ。）以外の預金等に限るものとし、外貨預金その他政令で定める預金等を除く。以下「一般預金等」という。）に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日（銀行法第十五条第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九

十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する休日を除く。次条第一項において同じ。）における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数に乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率（以下この条において「保険料率」という。）を乗じて計算した金額とする。

25（略）

（決済用預金に係る保険料の額）

第五十一条の二 次に掲げる要件のすべてに該当する預金（外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。）に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数に乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。

- 一 その契約又は取引慣行に基づき第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引に用いることができるものであること。
- 二 その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。
- 三 利息が付されていないものであること。

2（略）

（業務及び財産の管理を命ずる処分）

第七十四条 内閣総理大臣（この項に規定する処分に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項、第四項（次条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項、同条第一項、第七十七条第二項から第四項まで、第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条、第八十四条第一項並びに第九十条において同じ。）は、金融機関がその財産をもつて債務を完済することができないと認める場合又は金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合若しくは金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）をすることができる。

- 一 当該金融機関の業務の運営が著しく不適切であること。
- 二 当該金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行つてゐる地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

25（略）

○ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）

（勤労者財産形成貯蓄契約等）

第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。

- 一 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関、信託会社（信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第三条又は第五

十三条第一項の免許を受けたものに限る。次条第一項（第五号を除く。）において同じ。）又は証券会社で、政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を相手方とする預貯金、合同運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの（以下「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下「預入等」という。）に関する契約で、次の要件を満たすもの

イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく預入等（次に掲げる預入等を除くものとし、当該契約が証券会社と締結した有価証券の購入に関する契約で、当該購入のために金銭の預託をする旨を定めたもの（以下この条において「預託による証券購入契約」という。）である場合にあつては、当該購入のための金銭の預託（以下この条において「金銭の預託」という。）とする。）に係る金銭の払込みをするものであること。

(1) 当該契約に基づき預入等が行われた預貯金等又はこれに係る利子若しくは収益の分配（以下この条において「利子等」という。）に係る金銭により引き続き同一の金融機関等に預貯金等の預入等を行う場合における当該預入等（以下この条において「継続預入等」という。）

(2) 財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による預入等

(3) 当該勤労者を雇用する事業主がその委託を受けて行う勤労者の貯蓄金の管理（預金の受入れであるものに限る。）であつて厚生労働省令で定めるところにより行われるものが中止された場合（当該勤労者が貯蓄金の管理の契約を解約したことその他厚生労働省令で定める事由により中止された場合を除く。）に当該中止に伴い返還されるべき当該勤労者の貯蓄金（以下この項において「返還貯蓄金」という。）に係る金銭による預入等

ロ 当該契約に基づく預貯金等については、その預入等が行われた日から一年間（当該契約が預貯金の預入に関する契約で、一定の積立期間及び据置期間を定め、かつ、最初の預入の日から据置期間の満了の日までの間は、その払出しをしない旨を定めたものである場合にあつては、当該最初の預入の日から三年間）は、その払出し又は譲渡（継続預入等で、政令で定める要件を満たすものをするための払出し又は譲渡を除く。）をしないこととされていること。

ハ 当該契約に基づく預入等（継続預入等を除くものとし、当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。次項第一号ニ及び第四項第一号ホにおいて同じ。）に係る金銭の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わつて行ふか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金若しくは返還貯蓄金に係る金銭により、政令で定めるところにより行ふものであること。

二 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合又は政令で定める生命共済の事業を行う者（以下この条及び第十二条において「生命保険会社等」という。）を相手方とする生命保険に関する契約、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（附則第三条において「旧簡易生命保険契約」という。）又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）で、次の要件を満たすもの

イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み（次に掲げる払込みを除く。）をするものであること。

(1) 被保険者又は被共済者が当該契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間の満了の日に生存している場合に支払われる保険金若しくは共済金又は剰余金若しくは割戻金に係る金銭その他政令で定める金銭により引き続き同一の生命保険会社等に他の生命保険の保険料又は他の生命共済の共済掛金の払込みを行う場合における当該払込み（以下この号において「継続払込み」という。）

(2) 財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による保険料又は共済掛金の払込み
(3) 返還貯蓄金に係る金銭による保険料又は共済掛金の払込み

ロ 当該契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間は、三年以上であること。

ハ 当該契約に基づく保険金又は共済金の支払は、被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合及び当該保険期間又は共済期間中に災害、不慮の事故その他の政令で定める特別の理由により死亡した場合（重度障害の状態となった場合を含む。以下この条において同じ。）に限り、行われるものであること。

ニ 当該契約に係る被保険者又は被共済者とこれらの者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合の保険金受取人又は共済金受取人とは、共に当該勤労者であること。

ホ 当該契約に基づく剰余金の分配又は割戻金の割戻しは、利差益に係る部分に限り、行われるものであること。

ヘ 当該契約に基づき分配又は割戻しが行われた剰余金又は割戻金は、当該契約に基づく保険金又は共済金その他政令で定める金銭の支払の日まで据え置くこととされていること。

ト 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み（継続払込みを除く。）は、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わって行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金若しくは返還貯蓄金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

二の二（四）（略）

2 この法律において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」とは、五十五歳未満の勤労者が締結した次に掲げる契約をいう。

一 金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約（年金がその者に対して支払われるものに限る。）で、次の要件を満たすもの

イ 当該契約に基づく預入等（継続預入等並びに財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による預入等を除くものとし、当該契約が預託による証券購入契約である場合にあっては、金銭の預託とする。ロ及びハ並びに第四項第一号イにおいて同じ。）に係る金銭の払込みは、ロに規定する年金支払開始日の前日までの間に限り、五年以上の期間にわたって定期に、政令で定めるところにより行うものであること。

ロ 当該契約に基づくその者に対する年金の支払は、年金支払開始日（その者が六十歳に達した日以後の日（最後の当該契約に基づく預入等の日から五年以内の日に限る。）であつて、当該契約で定める日をいう。）以後に、五年以上の期間（政令で定める年数以下の期間に限る。）にわたつて定期に、政令で定めるところにより行われるものであること。

ハ 当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等については、ロに定めるところにより行われる年金の支払のほか、継続預入等で政令で定める要件を満たすものをする場合、当該勤労者が死亡した場合及び最後の当該契約に基づく預入等の日の翌日からロに規定する年金支払開始日の前日までの間に当該契約に基づく預貯金等の利回りの上昇により政令で定める理由が生じ、政令で定めるところ

ろにより当該預貯金等に係る利子等の払出しを行う場合を除き、これらの払出し、譲渡又は償還をしないこととされていること。

ニ 当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わつて行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

二・三 (略)

4 3 (略)

この法律において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とは、五十五歳未満の勤労者が締結した次に掲げる契約をいう。

一 金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約で、次の要件を満たすもの

イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みをするものであること。

ロ 当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭の全部又は一部は、政令で定めるところにより、持家としての住宅の取得又は持家である住宅の増改築等（増築、改築その他の工事）で政令で定めるものをいう。）（以下この項において「持家の取得等」という。）のための対価の全部若しくは一部でその持家の取得等の時に支払われるもの（以下この項において「頭金等」という。）の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

ハ ロに定めるもののほか、当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等については、継続預入等で政令で定める要件を満たすものをする場合及び当該勤労者が死亡した場合を除き、これらの払出し、譲渡又は償還をしないこととされていること。

ニ 持家としての住宅の取得のための対価から頭金等（持家としての住宅の取得に係るものに限る。次号へ及び第三号へにおいて同じ。）を控除した残額に相当する金額がある場合には、当該勤労者が、当該金額の金銭の支払を、当該契約を締結した勤労者を雇用する事業主若しくは当該事業主が構成員となつて法人である事業主団体で政令で定めるもの（当該勤労者が国家公務員又は地方公務員である場合にあっては、第十五条第二項に規定する共済組合等）又は第九条第三項に規定する福利厚生会社（以下この項において「事業主等」と総称する。）から貸付けを受けて支払う方法その他政令で定める方法により行うことを予定している旨が明らかにされているものであること。

ホ 当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わつて行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

二 生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等で、次の要件を満たすもの

イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み（財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭によるものを除く。）をするものであること。

ロ 当該契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間は、五年以上であること。

ハ 当該契約に係る被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合（重度障害の状態となつた場合を除く。）に支払われる保険金又は共済金に係る金銭及び当該契約に基づく政令で定める金銭の全部又は一部は、政令で定めるところにより、頭金等の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

ニ ハに定めるもののほか、当該契約に基づく保険金、共済金その他政令で定める金銭の支払は、当該保険期間又は共済期間中に第一

項第二号ハの政令で定める特別の理由により死亡した場合に限り、行われるものであること。

ホ ニに定めるところにより支払われる保険金又は共済金の額は、政令で定める額以下の額とされていること。

ヘ 持家としての住宅の取得のための対価から頭金等を控除した残額に相当する金額がある場合には、当該勤労者が、当該金額の金銭の支払を、事業主等から貸付けを受けて支払う方法その他政令で定める方法により行うことを予定している旨が明らかにされているものであること。

ト 当該契約に係る被保険者又は被共済者とハに定める保険金、共済金その他の金銭の受取人となし、共に当該勤労者であること。

チ 当該契約に基づく剰余金の分配又は割戻金の割戻しは、利益に係る部分に限り、行われるものであること。

リ 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わって行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

三 (略)

5
9 (略)

○ 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）

（業務の委託等）

第二十条 公庫は、主務省令で定める金融機関、地方公共団体その他政令で定める法人に対し、その業務（次条第一項の規定により委託を受けた業務を含む。）のうち政令で定めるものを委託することができる。この場合において、政令で定める法人に対し、政令で定める業務を委託しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が前項の規定により当該金融機関に対し委託した業務を受託することができる。

3 (略)

○ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合
- 二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会
- 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合
- 四 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会
- 五 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合

- 六 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
- 七 農林中央金庫
- 2510 (略)

○ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）

（重要財産委員会の運営）

第一条の四 重要財産委員であつて重要財産委員会が指名するものは、重要財産委員会の決議の内容を、遅滞なく取締役会に報告しなければならない。

2 取締役は、重要財産委員でない場合であつても、次に掲げる閲覧又は謄写をすることができる。

- 一 重要財産委員会の議事録が書面で作られているときは、その書面の閲覧又は謄写
- 二 重要財産委員会の議事録が電磁的記録（商法第三十三条ノ二第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。）で作られているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの大会社又はみなし大会社の本店における閲覧又は謄写

3 (略)

第二章 大会社等に関する特例

第四節 委員会等設置会社に関する特例

（委員会及び執行役の設置等）

第二十一条の五 委員会等設置会社には、次に掲げる機関を置かなければならない。

一 指名委員会

二 監査委員会

三 報酬委員会

四 一人又は数人の執行役

2 委員会等設置会社には、監査役を置くことができない。委員会等設置会社を設立する場合についても、同様とする。

（取締役の任期及び権限）

第二十一条の六 取締役の任期は、就任後一年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。

2 取締役は、委員会等設置会社の業務を執行することができない。ただし、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（取締役会の権限等）

第二十一条の七 取締役会は、次に掲げる事項その他委員会等設置会社の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

一 経営の基本方針

二 監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項

- 三 執行役が数人ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項
- 四 第二十一条の十四第三項の規定による取締役会の招集の請求を受ける取締役
- 2 取締役会は、委員会等設置会社の業務の決定を取締役に委任することができない。
- 3 取締役会は、次に掲げる事項を除き、その決議により、委員会等設置会社の業務の決定を執行役に委任することができる。
 - 一 第一項各号に掲げる事項
 - 二 第二十一条の八第五項の規定による同条第一項から第三項までに規定する委員会を組織する取締役の決定
 - 三 第二十一条の十第六項第一号の規定による委員会等設置会社を代表する者の決定
 - 四 第二十一条の十三第一項の規定による執行役の選任及び同条第六項の規定による執行役の解任
 - 五 第二十一条の十五本文の規定による同項に規定する代表執行役の決定及び同条第二項の規定による共同代表に関する決定
 - 六 第二十一条の十七第四項及び第六項において準用する商法第二百六十六条第十二項の定款の定めに基づく責任の免除
 - 七 第二十一条の二十六第一項に規定するものの承認
 - 八 商法第二百四条第一項ただし書の定款の定めに基づく株式の譲渡の承認及び同法第二百四条ノ二第五項前段（同法第二百四条ノ五第一項後段において準用する場合を含む。）の規定による株式の譲渡の相手方の指定
 - 九 商法第二百十一条ノ三第一項第二号に掲げる場合における自己の株式の買受けについての同条第二項に規定する事項の決定
 - 十 商法第二百三十一条の規定による株主総会の招集の決定
 - 十一 株主総会に提出する議案（取締役及び会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）の内容の決定
 - 十二 商法第二百四十五条第一項各号に掲げる行為の内容の決定（同項の株主総会の決議によらずに他の会社の営業全部の譲受けを行う場合を除く。）
 - 十三 商法第二百四十六条第一項に規定する契約の内容の決定
 - 十四 商法第二百五十九条第一項ただし書に規定する取締役の決定
 - 十五 商法第二百六十四条第一項（第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の規定による承認又は同法第二百六十四条第三項（第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の規定による承認
 - 十六 商法第二百六十五条第一項（第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の規定による承認
 - 十七 商法第二百八十条ノ三十三第一項ただし書の規定による新株予約権の譲渡の承認
 - 十八 商法第二百九十三条ノ五第一項の定款の定めに基づく金銭の分配
 - 十九 株式交換契約書の内容の決定（その委員会等設置会社において商法第三百五十三条第一項の株主総会の承認を得ないで株式交換を行う場合を除く。）
 - 二十 株式移転を行う場合における商法第三百六十五条第一項各号に掲げる事項の決定
 - 二十一 分割計画書の内容の決定（その委員会等設置会社において商法第三百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで新設分割を行う場合を除く。）
 - 二十二 分割契約書の内容の決定（その委員会等設置会社において商法第三百七十四条ノ十七第一項の株主総会の承認を得ないで吸収分割を行う場合を除く。）

二十三 合併契約書の内容の決定（その委員会等設置会社において商法第四百八条第一項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。）

（委員会の権限等）

第二十一条の八 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有する。

2 監査委員会は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 取締役及び執行役の職務の執行の監査

二 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定

3 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する権限を有する。

4 委員会（第二十一条の五第一項第一号から第三号までに掲げる機関をいう。以下同じ。）は、それぞれ、取締役三人以上で組織する。

ただし、各委員会につき、その過半数は、社外取締役であつて委員会等設置会社の執行役でない者でなければならない。

5 委員会を組織する取締役は、取締役会の決議により定める。委員会等設置会社を設立する場合についても、同様とする。

6 前項後段の規定により委員会を組織する取締役が選任された場合であっても、委員会等設置会社の成立の前においては、委員会は、その権限を行使することができない。

7 監査委員会を組織する取締役（以下「監査委員」という。）は、委員会等設置会社若しくはその子会社（当該委員会等設置会社が大会社である場合においては、連結子会社を含む。以下この項において同じ。）の執行役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねることができない。

（委員会の運営等）

第二十一条の九 取締役及び執行役は、委員会の要求があつたときは、当該要求をした委員会に出席し、当該委員会の求めた事項について説明をしなければならない。

2 商法第二百五十九条第一項ただし書の規定により取締役会を招集すべき取締役が定められた場合であっても、当該取締役以外の委員会を組織する取締役であつてその所属する委員会が指名する者は、当該定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

3 委員会を組織する取締役であつてその所属する委員会が指名する者は、当該委員会の職務の執行の状況を、取締役会に、遅滞なく報告しなければならない。

4 委員会を組織する取締役がその職務の執行（当該取締役が所属する委員会の権限の行使に関するものに限る。以下この項において同じ。）につき委員会等設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該委員会等設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該取締役の職務の執行に必要なことを証明した場合でなければ、これを拒むことができない。

一 費用の前払い

二 支出をした費用の償還及び当該支出をした日以後における利息の償還

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にないときは相当の担保の提供）

5 取締役は、委員会の議事録について、当該議事録に係る委員会を組織する取締役でない場合であっても、次に掲げる閲覧又は謄写をすることができる。

一 当該議事録が書面で作られているときは、その書面の閲覧又は謄写

二 当該議事録が電磁的記録で作られているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したも

のの委員会等設置会社の本店における閲覧又は謄写

- 6 商法第二百五十八条、第二百五十九条第一項本文、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二及び第二百六十条ノ四の規定は、委員会について準用する。この場合において、同法第二百五十九条ノ二及び第二百六十条ノ二第一項中「定款」とあるのは、「取締役会ノ決議」と読み替えるものとする。

（監査委員会による監査の方法等）

- 第二十一条の十 監査委員会が指名する監査委員は、いつでも、他の取締役、執行役及び支配人その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は委員会等設置会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

- 2 監査委員会が指名する監査委員は、監査委員会の権限（連結子会社については、連結計算書類に関するものに限る。）を行使するために必要があるときは、子会社若しくは連結子会社に対して営業の報告を求め、又は子会社若しくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。この場合においては、商法第二百七十四条ノ三第二項の規定を準用する。

- 3 前二項に規定する監査委員は、当該各項の規定による報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

- 4 監査委員は、執行役が委員会等設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会において、その旨を報告しなければならない。

- 5 監査委員は、執行役が前項に規定する行為をし、又は当該行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該委員会等設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。この場合においては、商法第二百七十五条ノ二第二項の規定を準用する。

- 6 委員会等設置会社が取締役若しくは執行役に対し訴えを提起し、又は取締役若しくは執行役が委員会等設置会社に対し訴えを提起する場合においては、当該訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が当該委員会等設置会社を代表する。ただし、取締役又は執行役が委員会等設置会社に対し訴えを提起する場合においては、監査委員（当該訴えを提起するものを除く。）に対してされた訴状の送達は、当該委員会等設置会社に対して効力を有する。

一 監査委員が当該訴えの当事者である場合 取締役会が定める者（株主総会が当該訴えについて委員会等設置会社を代表する者を定めたときは、その者）

二 前号の場合以外の場合 監査委員会が指名する監査委員

- 7 次の各号に掲げる場合においては、監査委員（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては第一号の訴えの相手方となるべきものを、第三号に掲げる場合にあつては商法第二百六十八条第六項に規定する訴訟の当事者であるものを除く。）が委員会等設置会社を代表する。

一 委員会等設置会社が商法第二百六十七条第一項（第二十一条の二十五第二項において準用する場合を含む。）の訴えの提起の請求を受ける場合

二 委員会等設置会社が商法第二百六十七条第二項（第二十一条の二十五第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百四条ノ二第二項の承諾をする場合

三 委員会等設置会社が商法第二百六十八条第六項（第二十一条の二十五第二項において準用する場合を含む。）の通知及び催告を受ける場合

（報酬委員会による報酬の決定の方法等）

第二十一条の十一 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針を定めなければならない。

2 報酬委員会は、第二十一条の八第三項に定める権限を行使するには、前項に規定する方針によらなければならない。

3 報酬委員会は、次の各号に掲げるものを取締役又は執行役が受ける個人別の報酬とする場合には、その内容として、それぞれ当該各号に定める事項を決定しなければならない。

一 確定金額 個人別の額

二 不確定金額 個人別の具体的な算定方法

三 金銭以外のもの 個人別の具体的な内容

4 第一項に規定する方針は、営業報告書に記載しなければならない。

(執行役の権限)

第二十一条の十二 執行役の権限は、次に掲げるとおりとする。

一 第二十一条の七第三項の規定による取締役会の決議に基づき、当該決議により委任を受けた事項の決定を行うこと。
二 委員会等設置会社の業務を執行すること。

(執行役の選任等)

第二十一条の十三 執行役は、取締役会において選任する。委員会等設置会社を設立する場合についても、同様とする。

2 前項後段の規定により執行役が選任された場合であっても、委員会等設置会社の成立の前においては、執行役は、その権限を行使することができない。ただし、商法第百八十八条に定める登記に関する事務については、この限りでない。

3 執行役の任期は、就任後一年以内の最終の決算期に関する定時総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。

4 委員会等設置会社は、定款によつても、執行役が株主でなければならない旨を定めることができない。

5 取締役は、執行役を兼ねることができる。

6 執行役は、いつでも、取締役会の決議をもつて解任することができる。

7 前項の規定により解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、委員会等設置会社に対し、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

(執行役の取締役会に対する報告義務等)

第二十一条の十四 執行役は、三月に一回以上、取締役会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。この場合において、執行役は、代理人(他の執行役に限る。)により当該報告をすることができる。

2 執行役は、取締役会の要求があつたときは、取締役会に出席し、取締役会の求めた事項について説明をしなければならない。

3 執行役は、第二十一条の七第一項第四号の取締役に對し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、取締役会の招集を請求することができる。

4 商法第二百五十九条第三項の規定は執行役が前項に規定する請求をする場合について、同条第四項の規定は前項に規定する請求があつた場合における当該請求をした執行役について準用する。

5 執行役は、委員会等設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、監査委員に当該事実を報告しなければならない。

6 執行役は、商法第二百四十七条第一項、第二百五十二条、第二百八十条ノ十五第一項、第三百六十三条第一項、第三百七十二條第一項

、第三百七十四条ノ十二第一項、第三百七十四条ノ二十八第一項、第三百八十条第一項、第四百十五條第一項及び第四百二十八條第一項に規定する訴えの提起については、取締役とみなす。

7 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める事項について準用する。

一 商法第六十七条ノ二 執行役の職務執行停止若しくは職務代行者選任の仮処分又は当該仮処分の変更若しくは取消し

二 商法第七十条ノ二 仮処分命令により選任された執行役の職務代行者

三 商法第二百三十七条ノ三 株主の求めた事項についての執行役の株主総会における説明

四 商法第二百五十四条第三項 委員会等設置会社と執行役との間の関係

五 商法第二百五十四条ノ二、第二百五十四条ノ三、第二百五十八条、第二百六十四条及び第二百六十五条 執行役

(代表執行役)

第二十一条の十五 委員会等設置会社は、取締役会の決議をもつて、当該委員会等設置会社を代表すべき執行役（以下「代表執行役」という。）を定めなければならない。ただし、執行役の員数が一人である場合においては、当該執行役が当然に代表執行役となるものとする。

2 委員会等設置会社は、取締役会の決議をもつて、数人の代表執行役が共同して当該委員会等設置会社を代表すべきことを定めることができる。

3 商法第三十九条第二項、第七十八条及び第二百五十八条の規定は、代表執行役について準用する。

(表見代表執行役)

第二十一条の十六 委員会等設置会社は、代表執行役以外の執行役に社長、副社長その他委員会等設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合においては、当該執行役がした行為について、善意の第三者に対してその責めに任ずる。

(取締役及び執行役の会社に対する責任)

第二十一条の十七 取締役又は執行役は、その任務を怠つたときは、委員会等設置会社に対し、これにより当該委員会等設置会社に生じた損害を賠償する義務を負う。

2 前項の規定により取締役又は執行役の負う義務は、すべての株主の同意がなければ免除することができない。

3 商法第二百六十六条第四項の規定は、取締役又は執行役が同法第二百六十四条第一項（第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して同法第二百六十四条第一項に規定する取引をした場合における損害額の推定について準用する。

4 商法第二百六十六条第七項から第十六項まで及び第十八項の規定は、取締役が第一項の規定により委員会等設置会社に対して負う損害賠償義務の免除について準用する。ただし、当該取締役が監査委員である場合においては、同条第九項及び第十三項の規定は、準用しない。

5 商法第二百六十六条第十九項から第二十三項までの規定は、第二十一条の八第四項ただし書に規定する社外取締役が第一項の規定により委員会等設置会社に対して負う損害賠償義務についての責任の限度額を定める契約について準用する。ただし、当該社外取締役が監査委員である場合においては、同法第二百六十六条第二十一項の規定は、準用しない。

6 商法第二百六十六条第七項から第十七項までの規定は、執行役が第一項の規定により委員会等設置会社に対して負う損害賠償義務の免除について準用する。この場合において、同条第十七項中「代表取締役」とあるのは、「代表執行役」と読み替えるものとする。

7 前項後段に定めるもののほか、前三項の場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

第二十一条の十八 執行役は、次の各号に掲げる行為をしたときは、委員会等設置会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。ただし、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 商法第二百九十条第一項の規定に違反する利益の配当に関する議案の取締役会への提出（取締役会において当該議案に基づき同項の規定に違反する決議がされたときに限る。） 当該決議に基づき配当がされた額

二 商法第二百九十条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配当をした執行役が前号の規定により当該配当の額の全部又は一部について委員会等設置会社に対する支払義務を負うときは、当該額を控除した額）

三 商法第二百九十三条ノ五第三項の規定に違反する金銭の分配に関する議案の取締役会への提出（取締役会において当該議案に基づき同項の規定に違反する決議がされたときに限る。） 当該決議に基づき金銭の分配がされた額

四 商法第二百九十三条ノ五第三項の規定に違反する金銭の分配 当該分配をした額（当該分配をした執行役が前号の規定により当該分配の額の全部又は一部について委員会等設置会社に対する支払義務を負うときは、当該額を控除した額）

2 前条第二項の規定は、前項の規定により執行役の負う義務の免除について準用する。

第二十一条の十九 利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項に規定する金銭の分配（以下「配当等」という。）が同法第二百九十条第一項又は第二百九十三条ノ五第三項の規定に違反する場合において、これらの違反があることについて善意の株主は、自己の受けた配当等について、第二十一条の十七第一項又は前条第一項の規定により当該配当等の全部又は一部に相当する額を委員会等設置会社に弁済した取締役又は執行役からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

第二十一条の二十 取締役又は執行役は、商法第二百九十五条第一項の規定に違反して財産上の利益を供与したときは、委員会等設置会社に対し、当該財産上の利益の価額に相当する金銭を支払う義務を負う。この場合においては、同法第二百六十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 第二十一条の十七第二項の規定は、前項の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

第二十一条の二十一 商法第二百六十五条第一項（第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の承認を受けた同法第二百六十五条第一項に規定する取引により委員会等設置会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役又は執行役は、当該委員会等設置会社に対し、当該損害を賠償する義務を負う。ただし、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 商法第二百六十五条第一項の取締役又は執行役

二 第二十一条の七第三項の規定による委任に基づき当該取引をすることを決定した執行役

三 商法第二百六十五条第一項の承認の決議に賛成した取締役（当該承認を受けた取引が委員会等設置会社と取締役との間の取引又は委員会等設置会社と取締役の利益が相反する取引である場合に限る。）

2 前項の規定により取締役又は執行役の負う義務は、総株主の議決権の三分の二以上の多数をもつて免除することができる。この場合において、当該取締役又は当該執行役は、株主総会において、前項の取引についての重要な事実を開示しなければならない。

（取締役及び執行役の第三者に対する責任）

第二十一条の二十二 取締役又は執行役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該取締役又は当該執行役は、これにより第三者に生じた損害を賠償する義務を負う。

2 監査委員が、監査委員会の監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は監査委員会において当該記載のある監査報

告書の承認の決議に賛成したときも、前項と同様とする。ただし、当該記載をし、又は当該賛成をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 執行役が株式申込証の用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙若しくは目論見書若しくはこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録若しくは第二十一条の二十六第一項に掲げるものに記載若しくは記録をすべき重要な事項について虚偽の記載若しくは記録をし、又は虚偽の登記若しくは公告（第二十一条の三十一第三項において準用する第十六条第五項前段に規定する措置を含む。以下この項において同じ。）をしたときも、第一項と同様とする。ただし、その記載若しくは記録、登記又は公告をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

4 商法第二百六十六条第三項の規定は、第二項本文の決議について準用する。

（取締役及び執行役の連帯責任）

第二十一条の二十三 取締役又は執行役が委員会等設置会社又は第三者に生じた損害を賠償する義務を負う場合において、他の取締役又は他の執行役も当該損害を賠償する義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（現物出資財産の価格てん補責任）

第二十一条の二十四 現物出資の目的たる財産（以下この条において「現物出資財産」という。）の新株発行当時における実価（以下この条において「実価」という。）が商法第二百八十条ノ二第一項第三号の価格（以下この条において「予定価格」という。）に著しく不足する場合において、予定価格が第二十一条の七第三項の規定による委任に基づき執行役により定められたときは、当該執行役は、委員会等設置会社に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。

2 前項に規定する場合において、予定価格が取締役会の決議により定められたときは、次の各号に掲げる者は、委員会等設置会社に対し、連帯して、それぞれ当該各号に定める額を支払う義務を負う。

一 当該決議に賛成した取締役 当該不足額

二 当該決議に係る議案を取締役会に提出した取締役（前号に掲げるものを除く。）又は執行役 当該不足額（現物出資財産についての当該議案における価格と実価との差額を限度とする。）

3 第一項に規定する場合において、予定価格が株主総会の決議により定められたときは、次の各号に掲げる者は、委員会等設置会社に対し、連帯して、それぞれ当該各号に定める額を限度として、当該不足額を支払う義務を負う。

一 当該決議に係る議案を株主総会に提出した取締役 現物出資財産についての当該議案における価格と実価との差額

二 前号の議案の内容の決定に係る議案を取締役会に提出した取締役（この号に定める額が前号に定める額よりも低い場合における同号に掲げるものを除く。）又は執行役 現物出資財産についての当該議案における価格と実価との差額

4 商法第二百六十六条第三項の規定は第二項第一号の場合について、同条第二項及び第三項の規定は前項第一号の場合について準用する。
5 商法第二百八十条ノ二第一項第三号に掲げる事項について検査役の調査を受けたときは、取締役又は執行役は、前各項の規定にかかわらず、現物出資財産について第一項から第三項までの義務を負わない。ただし、当該取締役又は当該執行役が現物出資者である場合は、この限りでない。

6 商法第二百八十条ノ十三第二項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（代表訴訟）

第二十一条の二十五 委員会等設置会社における商法第二百六十八条第一項の取締役の責任を追及する訴えについては、同条第五項中「第

二百六十六条第五項」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の第十七第二項（同法第二十一条の第二十二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同条第八項中「第二百六十六条第九項」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の第十七第四項ニ於テ準用スル第二百六十六条第九項」と、「取締役」とあるのは「取締役（監査委員会ヲ組織スルモノヲ除ク）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 商法第二百六十七条から第二百六十八条ノ三までの規定は、執行役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の第十七第二項（同法第二十一条の第十八第二項及第二十一条の第二十第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同条第八項中「第二百六十六条第九項」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の第十七第六項ニ於テ準用スル第二百六十六条第九項」と読み替えるものとする。

（計算書類の作成等）

第二十一条の二十六 取締役会が指定した執行役は、毎決算期に、次に掲げるもの及びその附属明細書を作成し、取締役会の承認を受けなければならない。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 営業報告書

四 利益の処分又は損失の処理に関する議案

2 商法第三十三条ノ二第一項の規定は、前項第一号又は第四号に掲げるものについて準用する。

3 商法第二百八十一条第三項の規定は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は同項の附属明細書の作成について準用する。この場合において、同条第三項中「取締役」とあるのは、「執行役」と読み替えるものとする。

4 第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書については、同項の規定による取締役会の承認を受ける前に、会計監査人の監査（同項第三号に掲げるもの及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）及び監査委員会の監査を受けなければならない。

5 商法第二百八十一条第五項の規定は、第一項第一号から第三号までに掲げるもの及びその附属明細書について準用する。

（計算書類の提出期限等）

第二十一条の二十七 前条第一項の執行役は、定時総会の会日の八週間前までに、同項各号に掲げるものを監査委員会及び会計監査人に提出しなければならない。

2 前項の執行役は、前項の規定により前条第一項各号に掲げるものを提出した日から三週間以内に、その附属明細書を監査委員会及び会計監査人に提出しなければならない。

3 前条第二項又は第三項の場合においては、第一項の執行役は、前二項の規定による同条第一項各号に掲げるもの又はその附属明細書の提出に代えて、同条第二項において準用する商法第三十三条ノ二第一項又は前条第三項において準用する同法第二百八十一条第三項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することができる。この場合においては、当該執行役は、前二項の規定により前条第一項各号に掲げるもの又はその附属明細書を提出したものとみなす。

4 前条第二項又は第三項の場合において、監査委員会又は会計監査人の請求があるときは、第一項の執行役は、前三項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、前三項の規定により前項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供すべき時期までに、当該

情報の内容を記載した書面を交付しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(会計監査人の監査報告書)

第二十一条の二十八 会計監査人は、前条第一項の規定により第二十一条の二十六第一項各号に掲げるものを受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査委員会及び同項の執行役に提出しなければならない。

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十三条第二項第一号に掲げる事項

二 商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第七号まで及び第十二号に掲げる事項（同項第六号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。）

三 第二十一条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若しくは記録と合致しない記載があるときは、その旨（会計に関する部分に限る。）

3 監査委員は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき、説明を求めることができる。

4 第一項の監査報告書の記載方法は、法務省令で定める。

5 商法第二百八十一条第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、前条第三項及び第四項の規定は第一項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項中「取締役」とあり、並びに前条第三項中「第一項の執行役」及び「当該執行役」とあるのは「会計監査人」と、同条第四項中「会計監査人」とあるのは「第二十一条の二十六第一項の執行役」と、「第一項の執行役」とあるのは「会計監査人」と読み替えるものとする。

(監査委員会の監査報告書)

第二十一条の二十九 監査委員会は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を作成した上、これを第二十一条の二十六第一項の執行役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付しなければならない。

2 前項の規定により監査委員会が作成すべき監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、監査委員は、当該監査報告書に自己の意見を付記することができる。

一 第十四条第三項第一号及び第二号に掲げる事項

二 第二十一条の七第一項第二号に掲げる事項についての取締役会の決議の内容が相当でないと認めるときは、その旨及び理由

三 商法第二百八十一条ノ三第二項第六号、第八号及び第十二号に掲げる事項（同項第六号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。）

四 第二十一条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若しくは記録と合致しない記載があるときは、その旨（会計に関する部分以外の部分に限る。）

五 取締役又は執行役の職務遂行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

六 第二十一条の十第二項の規定により子会社に対し営業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果（会計に関する部分以外の部分に限る。）

3 前条第四項の規定は、前項の監査報告書について準用する。

4 商法第二百八十一条第三項の規定は第二項の監査報告書の作成について、第二十一条の二十七第三項及び第四項の規定は第二項の監査報告書の提出又はその謄本の交付について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項中「取締役」とあり、並びに第二十

一条の二十七第三項中「第一項の執行役」及び「当該執行役」とあるのは「監査委員会」と、同条第四項中「監査委員会」とあるのは「第二十一条の二十六第一項の執行役」と、「第一項の執行役」とあるのは「監査委員会」と読み替えるものとする。

(計算書類の取締役への提供等)

第二十一条の三十 監査委員会は、第二十一条の二十六第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書、会計監査人の監査報告書並びに監査委員会の監査報告書に記載又は記録がされている情報を、法務省令で定めるところにより、法務省令で定める時期までに、各取締役（監査委員を除く。）に提供しなければならない。この場合において、監査委員会は、執行役に当該提供をさせることができる。

2 第二十一条の二十六第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書の承認を会議の目的とする取締役会は、前項の規定による提供がされる前には、開催することができない。

(定時総会における計算書類の取扱い等)

第二十一条の三十一 次の各号のいずれにも該当する場合には、商法第二百八十三条第一項及び第二百九十三条ノ二の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する議案については、これらのものについての第二十一条の二十六第一項の取締役会の承認があつた時に、同法第二百八十三条第一項の承認を得たものとみなす。この場合においては、取締役は、定時総会にこれらのものを提出し、その内容及び利益の処分又は損失の処理の理由その他当該定時総会における株主の議決権行使の参考になるべきものとして法務省令で定める事項を報告しなければならない。

一 各会計監査人の監査報告書に次に掲げる記載があるとき。

イ 貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款に従い委員会等設置会社の財産及び損益の状況を正しく表示したものである旨

ロ 利益の処分又は損失の処理に関する議案が法令及び定款に適合する旨

二 監査委員会の監査報告書（各監査委員の意見の付記を含む。）に次に掲げる記載がないとき。

イ 前号イ及びロについての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨

ロ 利益の処分又は損失の処理に関する議案が委員会等設置会社の財産の状況その他の事情に照らし著しく不当である旨

2 委員会等設置会社にあつては、利益の処分として、取締役又は執行役に対する金銭の分配をすることができない。

3 第十六条第二項から第六項までの規定は、取締役が商法第二百八十三条第一項の承認を得（第一項前段の規定により当該承認を得たものとみなされる場合を除く。）、又は第一項後段の報告をした場合について準用する。この場合において、第十六条第二項中「取締役」とあるのは、「執行役」と読み替えるものとする。

4 委員会等設置会社に関する商法第八十八条第二項第十号の規定の適用については、同号中「第二百八十三条第七項前段ノ取締役会ノ決議」とあるのは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三十一第三項ニ於テ準用スル同法第十六条第五項前段ノ取締役会ノ決議又ハ取締役会ノ委任ニ基ク当該決議ニ代フル執行役ノ決定」とする。

(連結計算書類)

第二十一条の三十二 第二十一条の二十六第一項の執行役は、連結計算書類を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成された連結計算書類は、次項の承認を受ける前に、法務省令で定めるところにより、監査委員会及び会計監査人の監査を受けなければならない。

3 前項の監査を受けた連結計算書類は、当該連結計算書類に係る委員会等設置会社の決算期に関する定時総会の開催前に、法務省令で定めるところにより、取締役会の承認を受けなければならない。

4 取締役は、前項の承認を受けた連結計算書類を前項の定時総会に提出し、当該定時総会において、その内容を報告し、かつ、法務省令で定めるところにより、第二項の監査の結果を報告しなければならない。

5 商法第二百八十一条第三項の規定は第一項の連結計算書類の作成について、同法第二百八十三条第二項及び第三項の規定は第一項の連結計算書類について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項中「取締役」とあるのは、「執行役」と読み替えるものとする。

6 みなし大会社である委員会等設置会社については、前各項の規定は、適用しない。

(株式申込証の用紙等の記載事項)

第二十一条の三十三 委員会等設置会社の発起人又は執行役が作成すべき株式申込証の用紙、新株引受権証書及び新株予約権申込証又は新株予約権付社債申込証の用紙には、第一条の二三項の定款の定めがある旨をも記載しなければならない。

2 委員会等設置会社に関する商法第七十五条第二項第十三号の規定の適用については、同号中「取締役若ハ」とあるのは「取締役、執行役若ハ」と、「第二百六十六条第十九項」とあるのは「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項ニ於テ準用スル第二百六十六条第十九項」とする。

(登記事項)

第二十一条の三十四 委員会等設置会社の登記においては、商法第八十八条第二項第七号（監査役に関する部分に限る。）及び第七号ノ二から第九号までに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 委員会等設置会社である旨

二 取締役が第二十一条の八第四項ただし書に規定する社外取締役であるときは、その旨

三 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を組織する取締役の氏名

四 執行役の氏名

五 代表執行役の氏名及び住所

六 数人の代表執行役が共同して委員会等設置会社を代表すべきことを定めたときは、その規定
(清算)

第二十一条の三十五 委員会等設置会社が解散したときは、第一条の二三項の定款の定めを廃止したものとみなす。

2 清算中の株式会社は、前項の定款の定めを設けることができない。

3 委員会等設置会社が解散した場合における商法第四百七条第一項の規定の適用については、同項中「取締役其ノ清算人」とあるのは「取締役（監査委員会ヲ組織スルモノヲ除ク）其ノ清算人ト為リ監査委員会ヲ組織スル取締役其ノ監査役」とする。

4 前項に規定する場合における第十八条第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「取締役（第二十一条の八第四項ただし書に規定する社外取締役を除く。）」とする。

(商法等の規定の読替え適用等)

第二十一条の三十六 委員会等設置会社についてのこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句

第六條の二第一項	監査役会	監査委員会
第六條の二第二項	監査役会が選任した監査役	監査委員会が指名した監査委員
第六條の四第一項	監査役会	監査委員会
第八條第一項	監査役会	監査委員会
第八條第二項	監査役	監査委員会が指名した監査委員

2 委員会等設置会社についての商法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八條第一項第三号	取締役	執行役
第一百八十九條第一項	発起人又ハ取締役	発起人、取締役又ハ執行役
第二百十條ノ二第二項	依リ買受ヲ為シタル取締役ハ	依ル買受ヲ為ス旨ノ取締役会ノ決議ニ於テ其ノ決議ニ賛成シタル取締役又ハ取締役会ノ委任ニ基キ其ノ買受ヲ為ス旨ヲ決定シタル執行役ハ
第二百十條ノ二第三項	取締役ガ	取締役又ハ執行役ガ
第二百六十六條第二項第三項	取締役	取締役又ハ執行役
第二百三十八條	監査役	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の五第一項第二号ニ規定スル監査委員会

第二百三十九条第六項	取締役	執行役
第二百七十二條	取締役	執行役
第二百八十條ノ十一第一項	取締役	取締役又ハ執行役
第二百八十條ノ十三第一項	取締役	取締役及其ノ新株發行ノ手續又ハ其ノ變更ノ登記ノ手續ヲ為シタル執行役
第二百八十條ノ十三第二項	取締役	取締役又ハ同項ニ規定スル執行役
第二百九十三條ノ五第五項	分配ヲ為シタル取締役ハ	分配ノ決議ニ賛成シタル取締役及分配ヲ為シタル執行役（其ノ金銭ノ分配ヲ為ス旨ノ議案ヲ第一項ノ取締役会ニ提出シタル執行役ヲ含ム）ハ
第二百九十三條ノ五第七項	取締役ガ	取締役又ハ執行役ガ
第二百九十三條ノ五第七項	第二百六十六條第二項第三項	第二百六十六條第三項
	取締役	取締役又ハ執行役

3 前二項に定めるもののほか、委員会等設置会社についてのこの法律及び商法の規定の適用に關して必要な技術的読替は、政令で定める。

4 委員会等設置会社については、第一条の三から第一条の五まで、第三条第二項及び第三項、第五条の二第三項、第六条第三項、第十二条から第十四条まで、第十六条並びに第十九条の二並びに商法第二百二十二条第一項第六号、第七項及び第八項、第二百五十六條、第二百五十七條ノ二から第二百五十七條ノ六まで、第二百六十條、第二百六十一條、第二百六十六條から第二百六十六條ノ三まで、第二百六十九條、第二百八十條ノ十三ノ二、第二百八十一條並びに第二編第四章第七節の規定は、適用しない。

（委員会等設置会社に該当しなくなる場合の経過措置）

第二十一条の三十七 委員会等設置会社である株式会社（大会社に限る。）であつて、委員会等設置会社特例規定の全部の適用があるものが、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に關する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社特例規定及び大会社特例規定を適用する。

- 一 資本の額が一億円以下になつたとき（第一条の二第一項第二号に該当する場合を除く。）。
- 二 第一条の二第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき（前号に該当する場合を除く。）。

三 第一条の二三項の定款の定めを廃止する旨の定款の変更があつたとき。

2 委員会等設置会社である株式会社（みなし大会社に限る。）であつて、第二十一条の八第七項（連結子会社に関する部分に限る。）、第二十一条の十第二項（連結子会社に関する部分に限る。）及び第二十一条の三十二（以下「委員会等設置会社連結特例規定」という。）

）以外の委員会等設置会社特例規定の適用があり、委員会等設置会社連結特例規定の適用がないものが、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連結特例規定以外の委員会等設置会社特例規定及びみなし大会社特例規定を適用する。

一 前項第一号又は第三号に掲げるとき。

二 第二条第二項の定款の定めを廃止する旨の定款の変更があつたとき。

（新たに委員会等設置会社となる場合の経過措置）

第二十一条の三十八 大会社又はみなし大会社である株式会社（委員会等設置会社特例規定の適用があるものを除く。）が定款を変更して第一条の二三項の定款の定めを設けた場合においては、当該株式会社については、その後最初に招集される定時総会（当該定款の定めを設けた株主総会が定時総会であるときは、当該定時総会を含む。）の終結の時までは、委員会等設置会社特例規定は、適用しない。この場合においては、当該株式会社については、当該定時総会の終結後は、第二十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 第一項に規定する場合（同項の株式会社がみなし大会社である場合に限る。）において、同項の株式会社が、同項の定時総会の終結後においても第二十条第一項の規定により大会社特例規定の適用を受けるものとされるときは、当該株式会社が、同項の定時総会の終結後、同項に規定する定時総会の終結の時まで、委員会等設置会社連結特例規定を適用する。

（みなし大会社が大会社となる場合の経過措置）

第二十一条の三十九 大会社以外の株式会社であつて、委員会等設置会社連結特例規定以外の委員会等設置会社特例規定の適用があり、委員会等設置会社連結特例規定の適用がないものが、第一条の二第一項第一号に該当することとなつた場合には、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連結特例規定及び大会社連結特例規定は、適用しない。この場合においては、当該株式会社（第二十一条の三十七第二項の規定の適用があるものを除く。）が、当該定時総会の終結の時までに第二十一条の三十七第一項各号のいずれかに該当することとなつたときであつても、当該定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連結特例規定以外の委員会等設置会社特例規定及びみなし大会社特例規定を適用する。

2 前項に規定する株式会社が第一条の二第一項第二号に該当することとなつた場合には、当該株式会社については、最終の貸借対照表に係る決算期に関する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連結特例規定及び大会社連結特例規定は、適用しない。この場合においては、当該株式会社が、第二十一条の三十七第二項の規定の適用があるものであるときは、当該定時総会の終結後、同項に規定する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連結特例規定を適用する。

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
- 二 為替取引を行うこと。

3・4 (略)

5 この法律において「預金者等」とは、預金者及び定期積金の積金者（前項に規定する掛金の掛金者を含む。）をいう。

6・7 (略)

8 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

9
10 (略)

11 第八項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式等に係る議決権で、当該会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

12 (略)

13 この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

(営業の免許)

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 (略)

(営業所の設置等)

第八条 銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、位置の変更（本店の位置の変更を含む。）、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。日本において代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 銀行は、代理店を設置しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(業務の範囲)

第十条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 預金又は定期積金等の受入れ
- 二 資金の貸付け又は手形の割引
- 三 為替取引

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

- 一 債務の保証又は手形の引受け
- 二 五 (略)

五の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

五の三 (略)

六 有価証券の私募の取扱い

七 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

八 十一 (略)

十二 取引所金融先物取引等

十三 金融先物取引の受託等

十四 (略)

十五 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十三号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）

十六 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）

（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

3 十 (略)

（預金者等に対する情報の提供等）

第十二条の二 銀行は、預金又は定期積金等（以下この項において「預金等」という。）の受入れに関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 (略)

（経営の健全性の確保）

第十四条の二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 (略)

二 銀行及びその子会社その他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この号、第三章及び第四章において「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし当該銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

(休日及び営業時間)

第十五条 銀行の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。) 以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行

二 長期信用銀行

三 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社のうち、証券業(同条第八項各号(定義)に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。) のほか、同法第三十四条第一項各号(業務)に掲げる業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)

四 証券取引法第二条第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。) のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

五 保険業法第二条第二項(定義)に規定する保険会社(以下「保険会社」という。)

五の二 保険業法第二条第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者(以下「少額短期保険業者」という。)

六 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)以下「兼営法」という。) 第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務をいう。以下同じ。) を専ら営む会社(以下「信託専門会社」という。)

七 銀行業を営む外国の会社

八 証券業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

九 保険業(保険業法第二条第一項(定義)に規定する保険業をいう。以下同じ。) を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十 信託業(信託業法第二条第一項(定義)に規定する信託業をいう。以下同じ。) を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。) が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。) が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。) が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ニ 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの
ヘ 保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの
十二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十三 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 銀行又は前項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの
二 八 （略）

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第三十条第一項から第三項まで又は金

融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 8 （略）

（業務の停止等）

第二十六条 内閣総理大臣は、銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該銀行の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該銀行の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 （略）

（銀行持株会社に係る認可等）

第五十二条の十七 次に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 5 （略）

（銀行持株会社の業務範囲等）

第五十二条の二十一 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 （略）

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 長期信用銀行
- 二 証券専門会社
- 三 証券仲介専門会社
- 四 保険会社
- 四の二 少額短期保険業者

- 五 信託専門会社
- 六 銀行業を営む外国の会社
- 七 証券業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 八 保険業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 九 信託業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のため、その業務を営んでいる会社に限る。）
- イ 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）
- ロ 第十六条の二第二項第二号に掲げる金融関連業務（当該銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務を、当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）
- 十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）
- 十二 銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）
- 2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 3 銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条及び次条第四項第四号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 4 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 5 第三項の規定は、銀行持株会社が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

6 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として銀行持株会社若しくはその子会社又は銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限)

第五十二条の二十四 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社(銀行並びに前条第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、銀行持株会社又はその子会社が、担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該銀行持株会社があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有し、又は保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有し、又は保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第五十二条の十七第一項の認可を受けた会社が当該銀行持株会社になつたとき。その銀行持株会社になつた日

二 第五十二条の十七第一項の認可を受けて当該銀行持株会社が設立されたとき。その設立された日

三 特定持株会社が第五十二条の十七第三項ただし書の認可を受けて当該銀行持株会社になつたとき。その認可を受けた日

四 前条第三項の認可を受けて当該銀行持株会社が子会社対象銀行等を子会社としたとき(内閣府令で定める場合に限る。)。その子会社とした日

五 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第一項の認可を受けて合併をしたとき(当該銀行持株会社が存続する場合に限る。)。その合併をした日

六 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき(内閣府令で定める場合に限る。)。その吸収分割をした日

七 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき(内閣府令で定める場合に限る。)。その事業の譲受けをした日

5 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有し、又は保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 銀行持株会社又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった場合には、その超える部分の議決権は、当該銀行持株会社が取得し、又は保有するものとみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

8 第二条第十一項の規定は、前各項の場合において銀行持株会社又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

○ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「実運送」とは、船舶運航事業者、航空運送事業者、鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者（以下「実運送事業者」という。）の行う貨物の運送をいい、「利用運送」とは、運送事業者の行う運送（実運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。

2 6 （略）

7 この法律において「第一種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業であつて、第二種貨物利用運送事業以外のものをいう。

8 この法律において「第二種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項の自動車の三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）をいう。以下同じ。）による運送（貨物自動車運送事業者の行う運送に係る利用運送を含む。以下「貨物の集配」という。）とを一貫して行う事業をいう。

（登録）

第三条 第一種貨物利用運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

2 （略）

（変更登録等）

第七条 第三条第一項の登録を受けた者（以下「第一種貨物利用運送事業者」という。）は、第四条第一項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 4 （略）

（利用運送約款）

第八条 第一種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 国土交通大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、第一種貨物利用運送事業

者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

（運輸に関する協定）

第十一条 第一種貨物利用運送事業者は、他の運送事業者と設備の共用又は共同経営に関する協定その他の運輸に関する協定で国土交通省令で定める事項に係るものを締結しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（許可）

第二十条 第二種貨物利用運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

第二十五条 第二種貨物利用運送事業者は、事業計画及び集配事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2・3 （略）

（利用運送約款）

第二十六条 第二種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の利用運送約款の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「第一種貨物利用運送事業者」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第三十四条 第十条、第十一条、第十三条並びに第十八条第一項及び第二項の規定は、第二種貨物利用運送事業者について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第一種貨物利用運送事業のため」とあるのは「貨物利用運送事業のため」と、同条第二項中「第一種貨物利用運送事業を」とあるのは「貨物利用運送事業を」と読み替えるものとする。

2 （略）

○ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

3 この法律において「特定貨物自動車運送事業」とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。

4 この法律において「貨物軽自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

5 ～ 7 （略）

(一般貨物自動車運送事業の許可)

第三条 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

第九条 一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更(第三項に規定するものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

(運送約款)

第十条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

(運行者)

第十八条 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行者を選任しなければならない。

2 (略)

3 一般貨物自動車運送事業者は、第一項の規定により運行者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(特定貨物自動車運送事業)

第三十五条 特定貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2・5 (略)

6 第九条、第十七条第一項から第三項まで、第十八条、第二十二条第二項及び第三項、第二十二条の二、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十二条並びに第三十三条の規定は特定貨物自動車運送事業者について、第十七条第四項及び第二十三条第三項の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運行者について、第二十九条の規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務について、前条の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第九条第二項中「第六条」とあるのは、「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

(貨物軽自動車運送事業)

第三十六条 貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者(以下「貨物軽自動車運送事業者」という。)が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・5 (略)

(第二種貨物利用運送事業者に関する特則)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第十七条第一項から第三項まで、第十八条、第二十二條第二項及び第三項、第二十二條の二、第二十三條、第二十四條、第三十三條(第一号に係る部分に限る。)並びに第六十條第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により第三條又は第三十五條第一項の許可を受けることなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者(第二種貨物利用運送事業許可を受けた後第三條又は第三十五條第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行うこととなつた者を除く。以下この項及び第三十九條において「特定第二種貨物利用運送事業者」という。)について、第十七條第四項及び第二十二條第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同條第一項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九條の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四條の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第三十三條中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三條の許可を取り消すことができる」とあるのは、「当該事業のための使用の停止を命じることができる」と読み替えるものとする。

○ 保険業法(平成七年法律第百五号)(抄)

(定義)

第二條 この法律において「保険業」とは、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、第三條第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業(次に掲げるものを除く。)をいう。

- 一 他の法律に特別の規定のあるもの
- 二 次に掲げるもの

イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの

ロ 一の会社等(会社(外国会社を含む。以下この号において同じ。))その他の事業者(政令で定める者を除く。)をいう。又はその役員若しくは使用人(役員又は使用人であつた者を含む。以下この号において同じ。))が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族(政令で定める者に限る。以下この号において同じ。))を相手方として行うもの

ハ 一の労働組合がその組合員(組合員であつた者を含む。))又はその親族を相手方として行うもの

ニ 会社が同一の会社の集団(一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。))に属する他の会社を相手方として行うもの

ホ 一の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。))又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの

ヘ 一の地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十條の二第一項に規定する地縁による団体であつて、同條第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。))がその構成員を相手方として行うもの

ト イからへまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの（政令で定めるものを除く。）

2 この法律において「保険会社」とは、第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

3 この法律において「生命保険会社」とは、保険会社のうち第三条第四項の生命保険業免許を受けた者をいう。

4 (略)

5 この法律において「相互会社」とは、保険業を行うことを目的として、この法律に基づき設立された保険契約者をその社員とする社団をいう。

6・7 (略)

8 この法律において「外国生命保険会社等」とは、外国保険会社等のうち第百八十五条第四項の外国生命保険業免許を受けた者をいう。

9・11 (略)

12 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

13・15 (略)

16 この法律において「保険持株会社」とは、保険会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）であつて、第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

17・18 (略)

19 この法律において「生命保険募集人」とは、生命保険会社（外国生命保険会社等を含む。以下この項において同じ。）の役員（代表権を有する役員並びに監査役及び監査委員会の委員（以下「監査委員」という。）を除く。以下この条において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）若しくはその者の役員若しくは使用人で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。

20・23 (略)

24 この法律において「所属保険会社等」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社（外国保険会社等を含む。）又は少額短期保険業者をいう。

25 (略)

26 この法律において「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。

27 (略)

(免許)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 生命保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

一 一人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。）に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険（次号ハに掲げる死亡のみに係るものを除く。）

二 次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険

イ 人が疾病にかかったこと。

ロ 傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態

ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡

ニ イ又はロに掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの（人の死亡を除く。）

ホ イ、ロ又はニに掲げるものに関し、治療（治療に類する行為として内閣府令で定めるものを含む。）を受けたこと。

三 次項第一号に掲げる保険のうち、再保険であつて、前二号に掲げる保険に係るもの

5・6 （略）

（免許審査基準）

第五条 内閣総理大臣は、第三条第一項の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、保険会社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「保険契約者等」という。）の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ニ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

ホ その他内閣府令で定める基準

四 前条第二項第四号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

ロ 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ その他内閣府令で定める基準

2 内閣総理大臣は、前項に定める審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三条第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

（業務の範囲等）

第九十七条 保険会社は、第三条第二項の免許の種類に従い、保険の引受けを行うことができる。

2 保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければ

ばならない。

(保険会社の子会社の範囲等)

第百六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 生命保険会社

二 損害保険会社

二の二 少額短期保険業者

三 銀行

四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

五 証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社のうち、証券業（同条第八項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

以下同じ。）のほか、同法第三十四条第一項各号（業務）に掲げる業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

六 証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

七 信託会社のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。次項第八号イにおいて同じ。）を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

八 保険業を行う外国の会社

九 銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 証券業を営む外国の会社（第八号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第八号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十二 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該保険会社、その子会社（第一号、第二号及び第八号に掲げる者に限る。第七項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 銀行専門関連業務、証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険

会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 銀行専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ニ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 銀行専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

十三 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該保険会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十四 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 保険会社又は前項第二号の二から第十一号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの

二 金融関連業務 保険業、銀行業、証券業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三 銀行専門関連業務 専ら銀行業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

六 銀行子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社

イ 銀行（長期信用銀行を含む。以下この号において同じ。）又は銀行業を営む外国の会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社
ハ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である銀行の子会社のうち内閣府令で定めるもの
七 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの
八 信託子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けて信託業務を営む銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）

ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社
ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社

ニ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの
三 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となった会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

四 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十二号まで又は第十四号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象保険会社等」という。）を子会社としようとするときは、第四百四十二条、第六十七條第一項又は第七十三條の六第一項の規定により事業の譲受け、合併又は会社分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

五 前項の規定は、子会社対象保険会社等が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となった子会社対象保険会社等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

六・七 （略）

（業務報告書等）

第一百十條 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 保険会社が子会社その他の当該保険会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この章及び次章において「子会社等」という。）を有する場合には、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

三 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(契約者配当)

第百十四条 (略)

2 契約者配当に充てるための準備金の積立てその他契約者配当に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(価格変動準備金)

第百十五条 保険会社は、その所有する株式その他の価格変動による損失が生じ得るものとして内閣府令で定める資産（次項において「株式等」という。）について、内閣府令で定めるところにより計算した金額を価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて内閣総理大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 (略)

(責任準備金)

第百十六条 保険会社は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。

2・3 (略)

(報告又は資料の提出)

第百二十八条 (略)

2 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保険会社の子法人等（子会社その他保険会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）又は当該保険会社から業務の委託を受けた者に対し、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(業務の停止等)

第百三十二条 内閣総理大臣は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(保険契約の包括移転)

第百三十五条 保険会社は、この法律の定めるところに従い、他の保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）との契約により保険契約を当該他の保険会社（以下この節において「移転先会社」という。）に移転することができる。

2 保険契約の移転は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約（第百三十七条第一項の公告の時に既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める保険契約を除く。）の全部を包括してしなければならない。

3 第一項の契約には、保険契約の移転とともにする保険会社の財産の移転に関する事項を定めなければならない。この場合においては、保険契約の移転をしようとする保険会社（以下この節において「移転会社」という。）は、同項の契約により移転するものとされる保険契約に係る保険契約者（以下この節において「移転対象契約者」という。）以外の当該移転会社の債権者の利益を保護するために必要と認められる財産を留保しなければならない。

4 移転会社は、第一項の契約において、当該契約により移転するものとされる保険契約について、契約条項の軽微な変更で保険契約者の不利益とならないものを定めることができる。

（保険管理人の選任等）

第二百四十二条 前条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下この款及び第二百五十八条第二項において「管理を命ずる処分」という。）があつたときは、当該処分を受けた保険会社等又は外国保険会社等（以下「被管理会社」という。）を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利（外国保険会社等を代表する権利にあつては、日本における保険業に係る範囲に限る。）は、保険管理人に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項（会社の組織に関する行為の無効の訴え）（第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第七十二条において準用する場合を含む。）並びに第八百三十一条第一項（株主総会等の決議の取消しの訴え）（第四十一条第二項及び第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに第八十四条の二第二項及び第九十六条の十六第二項の規定による取締役及び執行役の権利についても、同様とする。

2 〽6 （略）

（加入義務等）

第二百六十五条の三 （略）

2 第三条第一項、第八十五条第一項又は第二百十九条第一項の免許を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、その免許の申請と同時に、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その免許と同じ免許の種類に属する免許を受ける保険会社を会員とする機構の一に加入する手続をとらなければならない。

3 〽4 （略）

（予算等）

第二百六十五条の三十七 第二百六十二条第二項第一号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社をその会員とする機構（以下この項及び第二百六十五条の四十二の二において「生命保険契約者保護機構」という。）は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に（生命保険契約者保護機構の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

（保険持株会社に係る認可等）

第二百七十一条の十八 次に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社又は保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による保険会社の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該会社の子会社による第三条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

25 (略)

(保険持株会社の業務範囲等)

第二百七十一条の二十一 保険持株会社は、その子会社である保険会社及び次条第一項第二号の二から第十四号までに掲げる会社並びにこれらの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認を受けて子会社とした会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一 生命保険会社

二 損害保険会社

二の二 少額短期保険業者

三 銀行

四 長期信用銀行

五 証券専門会社

六 証券仲介専門会社

七 信託専門会社

八 保険業を行う外国の会社

九 銀行業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 証券業を営む外国の会社（前二号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一 信託業を営む外国の会社（前三号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十二 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該保険持株会社、その子会社（第一号、第二号及び第八号に掲げる者に限る。第五項において同じ。）その他これに類する者として内閣府令で定めるものの行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ 保険会社又は第三号から前号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第五項において「従属業務」という。）

ロ 第六百六条第二項第二号に掲げる金融関連業務

十三 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の総株主等の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数を超える議決権を、前号に掲げる会社で内閣府令で定めるものが保有しているものに限る。）

十四 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の承認を受けようとする保険持株会社は、当該承認の申請に係る会社の業務の内容、資本金の額、人的構成その他の内閣府令で定

める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認の申請があったときは、当該申請に係る会社が行い、又は行おうとする業務の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その承認をしなければならない。

一 当該業務の内容が、次のイ又はロに該当することから、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の社会的信用を失墜させるおそれがあること。

イ 当該業務の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。

ロ 当該業務の内容が、国民生活の安定又は国民経済の健全な発展を妨げるおそれがあること。

二 当該業務の内容が、当該申請に係る会社の資本金の額、人的構成等に照らして、当該申請に係る会社の経営の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経営の健全性が損なわれた場合には、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の経営の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。

4 第一項の規定は、同項各号に掲げる会社以外の会社が、保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険持株会社は、その子会社となつた当該会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第一項第十二号の場合において、会社が主として保険持株会社、その子会社その他これに類する者として内閣府令で定めるものの行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

6 保険持株会社が、銀行若しくは長期信用銀行を子会社とすることにより銀行持株会社（銀行法第二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。以下この項及び第二百七十二条の三十九第六項において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項及び第二百七十二条の三十九第六項において同じ。）になろうとする場合又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社である場合には、前各項の規定を適用せず、銀行法又は長期信用銀行法の相当規定の定めるところによる。

（保険募集の制限）

第二百七十五条 次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行ってはならない。

一 次条の登録を受けた生命保険募集人 その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（生命保険募集人である銀行その他の政令で定める者（以下この条において「銀行等」という。）又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

二 四（略）

2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、次条又は第二百八十六条の登録を受けて保険募集を行うことができる。

（登録）

第二百七十六条 特定保険募集人（生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人を除く。）をいう。以下同じ。）は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

（登録手数料）

第二百八十一条 第二百七十六条の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

○ スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（抄）

（業務の委託等）

第十八条 センターは、文部科学省令で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る業務のうち次に掲げる業務を銀行その他の政令で定める金融機関（以下この条において「銀行等」という。）に委託することができる。

- 一 スポーツ振興投票券の売りさばき
 - 二 合致投票券及び前条第一項又は第二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の受領
 - 三 第十三条の払戻金及び前条第三項の返還金の支払
 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行うことができる。
 - 3 （略）

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 十四 （略）
- 十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。
- 十六 十九 （略）

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 (略)

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 (略)

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

○ 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）（抄）

(原動機付自転車等責任保険募集の受託)

第二条 公社は、損害保険会社等（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。）から、原動機付自転車等責任保険募集の受託を受けることができる。

2 前項に規定する「原動機付自転車等責任保険募集」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車又は同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車（二輪のものに限る。）に係る自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険の契約の締結の代理を行うことをいう。

(保険業法の適用等)

第五条 公社は、第二条第一項の委託を受けたときは、当該委託に係る原動機付自転車等責任保険募集の取扱いの開始前に、当該取扱いを行う郵便局の名称及び位置、当該委託をした損害保険会社等の商号、名称又は氏名その他総務大臣と内閣総理大臣とが協議して定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があつたときも、同様とする。

2 (略)

3 公社は、第二条第一項の委託に係る契約が終了したときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「確定拠出年金」とは、企業型年金及び個人型年金をいう。

2 4 (略)

5 この法律において「連合会」とは、国民年金基金連合会であつて、個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定したものをいう。

6 (略)

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務（以下「運営管理業務」という。）の全部又は一部を行う事業をいう。

一 確定拠出年金における次のイからハまでに掲げる業務（連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務その他の厚生労働省令で定める業務を除く。以下「記録関連業務」という。）

イ 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（以下「加入者等」と総称する。）

ロ 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関（企業型年金を実施する事業主が第八条第一項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。）又は連合会への通知

ハ 給付を受ける権利の裁定

二 確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供（以下「運用関連業務」という。）

8 13 (略)

(運用の指図)

第二十五条 企業型年金加入者等は、企業型年金規約で定めるところにより、積立金のうち当該企業型年金加入者等の個人別管理資産について運用の指図を行う。

2 前項の運用の指図は、提示運用方法の中から一又は二以上の方法を選択し、かつ、それぞれの運用の方法に充てる額を決定して、これらの事項を企業型記録関連運営管理機関等に表示することによって行うものとする。

3 企業型記録関連運営管理機関等は、第一項の運用の指図を受けたときは、政令で定めるところにより、同時に行われた同項の運用の指図を第二十三条第一項の規定により提示された運用の方法ごとに取りまとめ、その内容を資産管理機関に通知するものとする。

4 資産管理機関は、前項の通知があつたときは、速やかに、同項の通知に従つて、それぞれの運用の方法について、契約の締結、変更又は解除その他の必要な措置を行わなければならない。

(事務の委託)

第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。

一 次条第一項の申出の受理に関する事務

二 第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の届出の受理に関する事務

三 積立金の管理に関する事務

四 積立金の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務

五 その他厚生労働省令で定める事務（個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の額が第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることの確認に関する事務を除く。）

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項第一号、第二号及び第五号（厚生労働省令で定める事務に限る。）に掲げる事務を受託することができる。

第七十三条 前章第四節の規定は積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給付について、第四十三条第一項から第三項までの規定は連合会について準用する。この場合において、第二十二条中「事業主」とあり、並びに第二十五条第三項及び第四項、第二十九条第二項、第三十三条第三項、第三十四条、第三十七条第三項並びに第四十条中「資産管理機関」とあるのは、「連合会」と読み替えるほか、同章第四節及び第五節並びに第四十三条第一項から第三項までの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録）

第八十八条 確定拠出年金運営管理業は、主務大臣の登録を受けた法人でなければ、営んではならない。

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業を営むことができる。

（登録の申請）

第八十九条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称及び住所

二 資本金額（出資の総額及び基金の総額を含む。）

三 役員の氏名及び住所

四 営業所の名称及び所在地

五 業務の種類及び方法

六 他に事業を行っているときは、その事業の種類

七 その他主務省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第九十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第九十条 主務大臣は、第八十八条第一項の登録の申請があった場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。

一 （略）

二 登録年月日及び登録番号

2・3 （略）

○ 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）（抄）

(役員の任期)

第十三条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

(業務の範囲)

第十九条 公社は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の規定により郵便の業務を行うこと。

二 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)の規定により郵便貯金の業務を行うこと。

三 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の規定により郵便為替の業務を行うこと。

四 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の規定により郵便振替の業務を行うこと。

五 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の規定により簡易生命保険の業務を行うこと。

六 国の委託を受けて、印紙の売りさばきを行うこと。

七 国の委託を受けて、恩給その他の国庫金の支払を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公社は、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等を発行すること。

二 郵便貯金法第四条第一項に規定する施設の設置及び運営を行うこと。

三 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和六十二年法律第三十八号)第三条に規定する業務を行うこと。

四 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)第二条第一項の規定により委託された寄附金の処理を行うこと。

五 日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律(平成三年法律第三十七号)第一条に規定する外国通貨の両替及び旅行小切手の売買を行うこと。

六 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)第二条第二項の規定により委託された寄附金の処理を行うこと。

七 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業(同条第三項に規定する個人型年金に係るものに限る。)を行うこと。

八 簡易生命保険法第一百一条第一項に規定する施設の設置及び運営を行うこと。

九 日本銀行の委託を受けて、国庫金の取扱いを行うこと。

十 国家公務員共済組合連合会の委託を受けて、国家公務員共済組合連合会が支給する年金及び一時金の支払に関する事務を行うこと。

十一 当せん金付証票法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第六条第五項に規定する受託銀行等の再委託を受けて、当せん金付証票の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する事務を行うこと。

十二 国民生活金融公庫の委託を受けて、国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条の二第二項に規定する貸付けの

申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。

十二の二 国民年金基金の委託を受けて、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務を行うこと。

十三 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十条第二項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。

十四 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律（平成十年法律第七十八号）第二条第一項に規定する金融機関の委託を受けて、同法第四条第一項に規定する金融機関預金受払事務を行うこと。

十五 国民年金基金連合会の委託を受けて、確定拠出年金法第六十一条第一項に規定する事務を行うこと。

十六 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）第二条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務を行うことその他委託を受けて地方公共団体の事務を行うこと。

十七 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第二条第一項に規定する損害保険会社等の委託を受けて、同条第二項に規定する原動機付自転車等責任保険募集の取扱いを行うこと。

十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3・4 (略)

(郵便局)

第二十條 公社は、前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行うため、総務省令で定めるところにより、郵便局をあまねく全国に設置しなければならない。

2 前項の総務省令を定めるに当たっては、地域住民の利便の確保について配慮しなければならない。

(出資)

第二十一條 公社は、第十九条第一項第一号に掲げる業務の運営に特に必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、当該業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

(中期経営目標及び中期経営計画)

第二十四條 公社は、総務省令で定めるところにより、四年ごとに、その目標を定める年の翌年の四月一日以降四年を一期とする経営に関する具体的な目標（以下「中期経営目標」という。）及び当該中期経営目標を達成するための計画（以下「中期経営計画」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

4 前項第二号の予算においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 (略)

二 郵便業務（第十九条第一項第一号及び第六号並びに同条第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務をいう。以下同じ。）に係る資金繰りに充てるための郵便貯金資金の融通の限度額

三 (略)

5・8 (略)

(事業年度)

第二十八条 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（財務諸表等）

第三十条 公社は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 財務諸表（貸借対照表、損益計算書その他の総務省令で定める書類に限る。）においては、郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務の区分ごとの内訳を明らかにしなければならない。

3 5 （略）

（簡易生命保険価格変動準備金）

第三十二条 公社は、毎事業年度末において、その所有する有価証券その他の価格変動による損失が生じ得るものとして総務省令で定める資産（簡易生命保険資金の運用に係るものに限る。次項において「有価証券等」という。）について、総務省令で定めるところにより計算した金額を簡易生命保険価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて総務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の準備金は、有価証券等の売買等による損失（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。）の額が有価証券等の売買等による利益（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。）の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

（簡易生命保険責任準備金の算出方法書）

第三十三条 公社は、業務開始の際、簡易生命保険責任準備金の算出方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

（簡易生命保険責任準備金）

第三十四条 公社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、簡易生命保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、簡易生命保険責任準備金を積み立てなければならない。

（簡易生命保険支払備金）

第三十五条 公社は、毎事業年度末において、保険金、年金、還付金その他の給付金（以下この条において「保険金等」という。）で、簡易生命保険契約に基づいて支払義務が発生したものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものがある場合において、保険金等の支出として計上していないものがあるときは、総務省令で定めるところにより、簡易生命保険支払備金を積み立てなければならない。

（長期借入金及び日本郵政公社債券）

第三十八条 公社は、その施設の設定若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本郵政公社債券を発行することができる。

2 5 （略）

（郵便貯金資金の運用）

第四十一条 公社は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資金を運用してはならない。

一・十 (略)

十一 郵便業務の用に供する施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるための資金の融通
十二 郵便業務に係る資金繰りに充てるための資金の融通
(簡易生命保険資金の運用)

第四十五条 公社は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資金を運用してはならない。

一・二 (略)

三 第四十一条第四号から第十二号までに掲げる方法

2 (略)

(財産の処分等の制限)

第四十七条 公社は、総務省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、総務省令で定める場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならない。

(報告及び検査)

第五十八条 総務大臣は、この法律、郵便法、郵便貯金法、郵便為替法、郵便振替法、簡易生命保険法、軍事郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律第百八号)、お年玉付郵便葉書等に関する法律、日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律、日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律、郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(第五条の規定に限る。)、日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律、郵便切手類販売所等に関する法律、郵政窓口事務の委託に関する法律又は郵便物運送委託法を施行するため必要があると認めるときは、公社に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、公社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(法令違反等の是正命令)

第六十一条 総務大臣は、第五十八条第一項の規定により報告をさせ、若しくは検査を行った場合又は第五十九条第二項の規定による報告を受けた場合において、公社の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく処分若しくは業務方法書若しくは簡易生命保険責任準備金の算出方法書に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、公社に対し、第五十八条第一項に規定する法律を施行するため必要な限度において、業務方法書の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

(経営等に関する情報の公表)

第六十五条 公社は、次に掲げる場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十三条第一項、第二十四条第一項又は第四十三条第一項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けたとき。

四・五 (略)

2 (略)

(財務大臣との協議)

第六十七条 総務大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条、第二十四条第一項、第三十八条第一項から第三項まで、第三十九条、第四十三条第一項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の規定による認可をしようとするとき。

二 (略)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定により総務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二・三 (略)

四 第十九条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

五・十四 (略)

十五 第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

十六 第六十五条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 (略)

○ 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許又は第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

3・11 (略)

○ 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第六十五号）（抄）

（日本郵政公社の業務の特例）

第三条 日本郵政公社は、日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、同法第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

- 一 証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四〇十一 （略）

十二 委員会設置会社 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「委員会」という。）を置く株式会社をいう。

十三 種類株式発行会社 剰余金の配当その他の第百八条第一項各号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する株式会社をいう。

十四〇三十四 （略）

（定款の認証）

第三十条 第二十六条第一項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前は、第三十三条第七項若しくは第九項又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定による場合を除き、これを変更することができない。

第二編

第一章

第三節 出資

（設立時発行株式に関する事項の決定）

第三十二条 発起人は、株式会社の設立に際して次に掲げる事項（定款に定めがある事項を除く。）を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

- 一 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数
- 二 前号の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額
- 三 成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項
- 2 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、前項第一号の設立時発行株式が第百八条第三項前段の規定による定款の定めがあるものであるときは、発起人は、その全員の同意を得て、当該設立時発行株式の内容を定めなければならない。
(定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任)
- 第三十三条 発起人は、定款に第二十八条各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、第三十条第一項の公証人の認証の後遅滞なく、当該事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。
- 2 前項の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。
- 3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、成立後の株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。
- 4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。
- 5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。
- 6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、発起人に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。
- 7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、第二十八条各号に掲げる事項（第二項の検査役の調査を経ていないものを除く。）を不当と認めたときは、これを変更する決定をしなければならない。
- 8 発起人は、前項の決定により第二十八条各号に掲げる事項の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。
- 9 前項に規定する場合には、発起人は、その全員の同意によって、第七項の決定の確定後一週間以内に限り、当該決定により変更された事項についての定めを廃止する定款の変更をすることができる。
- 10 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。
 - 一 第二十八条第一号及び第二号の財産（以下この章において「現物出資財産等」という。）について定款に記載され、又は記録された価額の総額が五百万円を超えない場合 同条第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 現物出資財産等のうち、市場価格のある有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。）について定款に記載され、又は記録された価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項
 - 三 現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。））、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産等が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項（当該証明を受けた現物出資財産等に係るものに限る。）

のに限る。)

11 次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。

一 発起人

二 第二十八条第二号の財産の譲渡人

三 設立時取締役(第三十八条第一項に規定する設立時取締役をいう。)

四 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの(出資の履行)

第三十四条 発起人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。ただし、発起人全員の同意があるときは、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、株式会社(昭和三十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。前項の規定による払込みは、発起人が定めた銀行等(銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。以下同じ。))その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。))の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

第三十五条 前条第一項の規定による払込み又は給付(以下この章において「出資の履行」という。)をすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない。

第三十六条 発起人のうち出資の履行をしていないものがある場合には、発起人は、当該出資の履行をしていない発起人に対して、期日を定め、その期日までに当該出資の履行をしなければならない旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、同項に規定する期日の二週間前までにしなければならない。

3 第一項の規定による通知を受けた発起人は、同項に規定する期日までに出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利を失う。

(発行可能株式総数の定め等)

第三十七条 発起人は、株式会社が発行することができる株式の総数(以下「発行可能株式総数」という。)を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によつて、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。

2 発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によつて、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる。

3 設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の四分の一を下ることができない。ただし、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

(株式会社の成立)

第四十九条 株式会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（設立時募集株式に関する事項の決定）

第五十八条 発起人は、前条第一項の募集をしようとするときは、その都度、設立時募集株式（同項の募集に依じて設立時発行株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる設立時発行株式をいう。以下この節において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 （略）

三 設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間

四 （略）

2・3 （略）

（創立総会の招集）

第六十五条 第五十七条第一項の募集をする場合には、発起人は、第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後、遅滞なく、設立時株主（第五十条第一項又は第二百二条第二項の規定により株式会社の株主となる者をいう。以下同じ。）の総会（以下「創立総会」という。）を招集しなければならない。

2 （略）

第二百七条 株式会社は、第九十九条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、募集事項の決定の後遅滞なく、同号の財産（以下この節において「現物出資財産」という。）の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、株式会社に對し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、現物出資財産について定められた第九十九条第一項第三号の価額（第二項の検査役の調査を経ないものを除く。）を不当と認めたときは、これを変更する決定をしなければならない。

8 募集株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。以下この条において同じ。）は、前項の決定により現物出資財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その募集株式の引受けの申込み又は第二百五条の契約に係る意思表示を取り消すことができる。

9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一 募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の十分の一を超えない場合 当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額

二 現物出資財産について定められた第九十九条第一項第三号の価額の総額が五百万円を超えない場合 当該現物出資財産の価額

三 現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた第百九十九条第一項第三号の価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての現物出資財産の価額

四 現物出資財産について定められた第百九十九条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 当該証明を受けた現物出資財産の価額

五 現物出資財産が株式会社に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であつて、当該金銭債権について定められた第百九十九条第一項第三号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合 当該金銭債権についての現物出資財産の価額

次に掲げる者は、前項第四号に規定する証明をすることができない。

一 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人

二 募集株式の引受人

三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

（議決権の数）

第三百八条 株主（株式会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。）は、株主総会において、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

2 （略）

（取締役会の権限等）

第三百六十二条 （略）

2・3 （略）

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 多額の借財

5 （略）

（資本金の額及び準備金の額）

第四百四十五条 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

2 前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 5 （略）

（吸収分割契約の締結）

第七百五十七条 会社（株式会社又は合同会社に限る。）は、吸収分割をすることができる。この場合においては、当該会社とその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社（以下この編において「吸収分割承継会社」という。）との間で、吸

収分割契約を締結しなければならない。

(株式会社を設立する新設分割計画)

第七百六十三条 一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割により設立する会社(以下この編において「新設分割設立会社」という。)が株式会社であるときは、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式会社である新設分割設立会社(以下この編において「新設分割設立株式会社」という。)の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立株式会社の定款で定める事項

三 新設分割設立株式会社の設立時取締役の氏名

四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 新設分割設立株式会社が会計参与設置会社である場合 新設分割設立株式会社の設立時会計参与の氏名又は名称

ロ 新設分割設立株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款のある株式会社を含む。)である場合 新設分割設立株式会社の設立時監査役の氏名

ハ 新設分割設立株式会社が会計監査人設置会社である場合 新設分割設立株式会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

五 新設分割設立株式会社が新設分割により新設分割をする会社(以下この編において「新設分割会社」という。)から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(株式会社である新設分割会社(以下この編において「新設分割株式会社」という。)の株式及び新株予約権に係る義務を除く。)に関する事項

六 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割会社に対して交付するその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立株式会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに当該新設分割設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

七 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは、新設分割会社に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立株式会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が新設分割設立株式会社の社債(新株予約権付社債についてのものを除く。)であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が新設分割設立株式会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が新設分割設立株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

九 前号に規定する場合において、二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは、新設分割会社に対する同号の社債等の割当てに関する事項

十 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該新設分割設立株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 当該新設分割設立株式会社の新株予約権の交付を受ける新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権(以下

この編において「新設分割計画新株予約権」という。）の内容

ロ 新設分割計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する新設分割設立株式会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 新設分割計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設分割設立株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

十一 前号に規定する場合には、新設分割計画新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設分割設立株式会社の新株予約権の割当てに関する事項

十二 新設分割株式会社が新設分割設立株式会社の成立の日に次に掲げる行為をするときは、その旨

イ 第一百七十一条第一項の規定による株式の取得（同項第一号に規定する取得対価が新設分割設立株式会社の株式（これに準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。ロにおいて同じ。）のみであるものに限る。）

ロ 剰余金の配当（配当財産が新設分割設立株式会社の株式のみであるものに限る。）

（非訟事件の管轄）

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件（次項から第五項までに規定する事件を除く。）は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

255 （略）

（疎明）

第八百六十九条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

（陳述の聴取）

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者（第四号及び第六号にあつては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。

一 この法律の規定により株式会社が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧等の許可の申立てについての裁判 当該株式会社

255 （略）

（理由の付記）

第八百七十一条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 前条第二号に掲げる裁判

二 第八百七十四条各号に掲げる裁判

（即時抗告）

第八百七十二条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 三 （略）

四 第八百七十条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同条第二号、第五号及び第七号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

（原裁判の執行停止）

第八百七十三条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、次に掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

一 第八百七十条第二号に掲げる裁判

二 第八百七十条第三号に掲げる裁判

三 第八百七十条第五号及び第七号に掲げる裁判

四 第八百七十条第十一号に掲げる裁判

(非訟事件手続法の規定の適用除外)

第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第十五条の規定は、適用しない。

(最高裁判所規則)

第八百七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(特別清算事件の管轄)

第八百七十九条 第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次項において同じ。）の議決権の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条において「親法人」という。）について特別清算事件、破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「特別清算事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

2 前項に規定する株式会社又は親法人及び同項に規定する株式会社が他の株式会社の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

3 前二項の規定の適用については、第三百八条第一項の法務省令で定める株主は、その有する株式について、議決権を有するものとみなす。

4 (略)

(株式会社の設立の登記)

第九百十一条 株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一 第四十六条第一項の規定による調査が終了した日（設立しようとする株式会社が委員会設置会社である場合にあっては、設立時代表執行役が同条第三項の規定による通知を受けた日）

二 発起人が定めた日

2・3 (略)